

令和7年第4回大衡村議会定例会会議録 第1号

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美 次長 小原 昭子 主任 佐々木涼太郎

議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和7年第4回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番鈴木和信君、4番小川克也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月4日までの3日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12月4日までの3日間と決定いたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員皆様におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ここに招集の挨拶並びに提案理由のご説明をさせていただきます。

今年の夏は大衡村でも観測史上2位となる37.6度を観測するなど、記録的な猛暑でありましたが、猛暑がおさまった後は、秋の過ごしやすい季節もあっという間に過ぎ去り、日ごとに朝夕の寒さが厳しくなる季節となりました。早いもので師走に入り今年も残すところ、1月を切り、新しい年、うま年を迎えようとしております。

うま年は、明るく活発で、行動力と情熱に満ちた年ともいわれております。また、十千十二支では、ひのえうまの年に当たり、飛躍や大きなチャンスが期待できる年と言われております。

令和8年が本村にとりまして、さらなる飛躍の年となりますよう、心より願っております。

さて、熊被害の関係につきましては、今年全国各地で熊が出没し、中には市街地に出没するアーバンベアと呼ばれるクマも出没しております。大衡村におきましても、これまで20頭が捕獲されるなど、過去にない出没状況であったことから、10月28日に非常事態宣言を発令し、パトロールの強化に加え、無線放送やLINE、防災メールを活用し、速やかな情報発信に努めているところです。また、出没の原因となる柿の木等の伐採等にも取り組むべく、補正予算にて関連予算を提案させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

また、11月9日には総合防災訓練として、関係機関の協力を得ながら、消火訓練など各種訓練を実施しましたが、今年、熊の出没状況を踏まえ、日頃から大変なご尽力をいただいております猟友会の活動紹介と熊よけスプレーの実演を行ったところでございます。

今後とも有事の対応に備えた対応に努めてまいります。

最後に、表彰の関係については、11月3日に大衡村功労者表彰式を開催しており、個人7名と団体8団体を表彰させていただいております。

受賞された皆様の今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしました案件は13件であります。

議案第43号は、大衡村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもので、令和8年4月1日に計画している行政組織機構再編に伴い、条例を制定するもので、関連する5件の条例を条建てで改正するものであります。

議案第44号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正で、産業医報酬額の改正と、来年4月から導入する学校運営協議会の委員報酬及び費用弁償を加えるものであります。

議案第45号は、大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正で、公職選挙法施行令の一部改正に基づき、選挙運動用ビラ及びポスター作成の公費負担額の改正を行うものであります。

議案第46号は、大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、スプリングマットレスに係る処理手数料を追加するものであります。

議案第47号は、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、児童福祉法等の一部改正及び児童福祉施設及び運営に関する基準等の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第48号は、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、児童福祉法等の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第49号は、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、児童福祉法等の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第50号は、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてで、地方自治法に基づき、組合議員及び組合長、副組合長等に報酬を支給できるよう組合規約を改正することについて議決を求めるものであります。

議案第51号は、令和7年度一般会計予算に、5,487万円を追加するもので、歳入の主なものは、村税、国有提供施設等所在市町村交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入及び村債の増額、並びに、繰入金の減額など、歳出は、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費及び予備費の増額、並びに、議会費及び衛生費を減額するものであります。

議案第52号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に110万円を追加するもので、歳入は国庫支出金の増額並びに県支出金の減額、歳出は総務費及び保険給付費の増額、並びに、予備費を減額するものであります。

議案第53号は、介護保険事業勘定特別会計予算に88万円を追加するもので、歳入は国庫支出金及び繰入金の増額、歳出は、総務費の増額、並びに、予備費を減額するものであります。

議案第54号は、後期高齢者医療特別会計予算に、482万7,000円を追加するもので、歳入は後期高齢者医療保険料及び繰入金が増額、歳出は、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金が増額、並びに、予備費の減額であります。

議案第55号は、水道事業会計予算の収益的収入の営業収益に354万2,000円を、収益的支出の営業費用に1,020万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、議案13件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案の理由説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位1番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 通告順位1番、鈴木和信です。質問形式は、一問一答方式でお願いいたします。

なお、3件ほどご質問をさせていただきます。

1件目、独り暮らし高齢者への支援拡充を。

要旨としましては、第1次ベビーブームの世代が高齢期に入りまして、超高齢社会を迎えることとなり、これからますます独り暮らしの高齢者が増えていくものと思われま

す。

そこで、高齢者が安心して暮らし続けることができる、次のような自立支援を考えてみてはどうかということでございます。

1つ目は、見守り機器の貸出し。宣伝等もありますけれども、みまもりポット、まもりこ、人感センサー、AIロボット、カメラ等、いろいろ現在は見守りをする機械がございますけれども、そういう機器を貸出しして、高齢者の見守りに役立ててはどうかと考えております。

2つ目は、地域の見守り、支え合い、寄り添い、話し相手ボランティア等として、民生児童委員が現在委嘱されておりますけれども、1人では各地域を回るということが大変でございますので、よその地区では協力員を設置しているということがございますの

で、そのような設置をしてはどうかということでございます。

また、高齢者にアンケート調査の実施。これは、独り暮らしをしておりますけれども、これから10年先どうなるのか、介護家族はどうなのか、終末期の迎え方はどうするのか、在宅のバリアフリー化は考えているのかというような、いろいろなそういうふうなことを聞くというアンケート調査を、独り暮らしの高齢者にも実施してはどうかということでございます。

4番目としましては、地域包括ケアシステムの充実。通所型、訪問型サービスというのがございますけれども、また最近ではシルバーハウジングということで、高齢者の住宅が、仙台市または大崎市のほうでも実施されているようでございますけれども、今後そのような検討を、村としては考えるのかどうかということでございます。

2件目、現在の大衡村の人口減少を食い止める施策を、でございます。

令和になってから出生数が減少し、死亡者数が多いことから、大衡村の人口が5,500人を切るということで、大幅に減少しているのが現状でございます。

令和7年3月31日、そして現在、令和7年11月11日の大衡村の集計を見ても、既にその半年足らずで58人ほど減少をしております。

そのようなことを踏まえて、現在大衡村にも空き家等がたくさんございます。こういう空き家に対して、人に住んでいただくような、そういうことをしてはどうかということで、空き家の登録が少ないものですから、いま一度掘り起こし活動を行ってはどうかということでございます。

2番目としましては、大衡村にも定住促進住宅または村の村営住宅等がございますけれども、入居を希望する新婚家庭に、住宅使用料の減免なり、無償にして、大衡村に、新婚さんに来ていただくというような、人口を増やす方策はどうかということで提案しております。

また、3番目には、今後村として住宅分譲をどのように考えているのか。ときわ台とかそういうところが来てから大分人口増えたりしておりますけれども、人口を増やすためには住宅分譲も欠かせない一つの方策と思い、提案しております。

3件目でございます。こちらは、まちづくりセンターの取締役社長の任期を再度伺うということでございます。

9月の定例会におきまして、細川議員の一般質問で、質問と答弁がかみ合っておりませんでしたので、再度質問をさせていただきました。

まちづくりセンターの定款第21条の1、取締役の任期満了は4年とあります。第21条の2では、任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の在任期間と同一とするとあります。この残任期間は、4年ごとに任期があるわけですから、それが、令和7年6月が4年目の周期であり、3人いた取締役のうち1人は再任、重任という形になりますが、もう一人は任期満了で退任。現社長、取締役は任期満了でないのか。要は、令和7年7月が4年目でございますので、周期を合わせておりますので、先ほどの第21条の2にあるとおり、現社長も任期満了なのではないかということでございます。

このことから、重任されなかったのであれば取締役ではないと思われるが、第3回定例会のとき、村長の答弁内容が間違いではなかったのかと思い、再度伺うものでございます。

以上3件につきまして、よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、鈴木和信議員の1件目、独り暮らし高齢者への支援拡充をとの一般質問にお答えいたします。

多岐にわたる質問でございますので、少々長くなることをお許し願いたいと思います。

まず、1点目の見守り機器の貸出しとのご質問ですが、見守りポットやまもりこなど電化製品にセンサー機器を装着するサービスは、専用アプリや登録したメールアドレスに定期通知も含め異常時の通知を受け取るなど、高齢者の生活リズムの異変に気づきやすく見守り機能としては有効なサービスであると認識しております。

村では現在、見守りサービス事業として、緊急通報システムを導入し、機器の貸出しを行っておりますが、このシステムは、センサーを活用し、一定時間センサーが反応しない場合、自動的に見守りセンターに通知され、ALSOKが駆けつけるほか、登録された協力員や健康福祉課に連絡が入るようになっております。

また、急な体調不良やけがをした際には、利用者から通報することにより、救急車の要請や、24時間看護師等がコールセンターに常駐して、いつでも相談できる体制を整えているものであり、緊急時の対応や平時の相談体制等、総合的に判断し、現行の緊急通報システムが有効なものと認識しておりますのでご理解を願います。

次に、2点目の、地域の見守り、支え合い、話し相手ボランティアとして民生児童委員協力員を設置してはとのご質問ですが、民生児童委員協力員の主な役割としては、高

齢者等の見守りや福祉サービスの啓発活動、民生委員との同行訪問等を民生委員からの依頼により補佐するボランティア活動であります。

宮城県内では、仙台市や石巻市が民生委員協力員として設置しており、全国的に見ても、人口の多い自治体において採用している制度になっております。本村の民生委員児童委員は、高齢者や子育て世帯の見守り等、地域住民の身近な相談相手として、地域福祉の向上に貢献されており、皆様が活動に対応されておりますので、協力員設置の必要性については、考えてございません。

次に、3点目の、高齢者にアンケート調査の実施についてのご質問ですが、村では、3年ごとに高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、その前段として、要介護認定を受けていない方、要支援認定の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と介護認定を受けて在宅で暮らしている方を対象に「在宅介護実態調査」を実施しており、今回は、令和9年4月の計画策定に向けて、令和8年2月からアンケートを実施する予定となっております。

介護家族への調査及び終末期の迎え方の調査もこのアンケート調査に盛り込むことにしており、家庭での介護の内容や介護の不安、人生のターミナル期についての項目のほか、自由記述を含め調査内容を検討し実施したいと考えております。バリアフリー化については、現状ではアンケート調査の項目としては予定しておりませんが、今後開催する介護保険運営委員会において調査項目を決定することになりましたのでご提案の内容を含め検討してまいりたいと考えてございます。

次に、4点目の、地域包括システムの充実やシルバーハウジングの検討についてのご質問ですが、地域包括ケアシステムは、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の一体的な提供により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう構築するものであります。

「住まい」の状況としては、ご自宅での生活が困難となった場合に備え、特別養護老人ホームや有料老人ホームがあり、「医療」と「介護」の状況では、在宅医療と介護を切れ目なく支援できる体制を推進するため、医療と介護関係者が資質の向上や連携に必要な機会の確保に努めております。また、公立黒川病院が中心となって、医療従事者や介護従事者、地域包括支援センターなどが集まり、定期的に研修会を開催しており、相互の顔が見える関係の構築と情報提供や情報共有を図り、黒川地域としての連携の推進を実施しているところであります。

「介護予防」では、「いきいきサロン」「脳トレ教室」「介護予防リハビリ教室」の一般介護予防事業のほか、総合事業として「介護予防の訪問や通所サービス」「はつらつ塾」「元気アップ教室」を展開し、高齢者の生活機能全般の改善や、身体機能の維持・向上を目的に実施しております。

「生活支援」では、代表的な事業として「配食サービス」「タクシー利用券」「寝具洗濯乾燥サービス」「緊急通報システム」「紙おむつの支給」「ゴミ出し支援」等、在宅生活を支える事業を提供しております。

ご質問の「シルバーハウジング」は、仙台市や大崎市等で、バリアフリー化した公営住宅で実施されておりますが、本村の村営住宅においては、1階であっても、数段の屋外階段があり構造上の問題や宅内バリアフリー化、日常生活支援サービスの提供体制の構築などの課題もあります。また、需要等においても不明確となっておりますので、来年2月に実施するアンケート調査に「シルバーハウジング」に関する項目を加え、その結果を参考にして考えてまいりたいと思っております。

村といたしましては、地域包括支援センターの機能強化や関係機関等の連携を図りながら、一般介護予防事業や総合事業、地域の集いの場を推進し、高齢者が身近な地域で暮らし続けられるよう、引き続き支援体制の整備に努めてまいります。

次に、2件目の、現在の大衡村の人口減少を食い止める施策をとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、空き家バンクに登録が少ないが、掘り起こし活動は行っているのかとのご質問ですが、令和6年度に空き家調査を実施し、61件の空き家を把握。そのうち所有者の判明している物件につきましては、所有者に対し各種補助金や空き家バンク制度の周知を郵送にて行っております。

その結果、5件の登録をいただいております、うち4件が成約となっているところでございます。

また、これまで大衡村の空き家を購入したい、または借りたいという空き家バンク利用登録者の累計は21人となっております。

本年度におきましても残る空き家の所有者に対して電話連絡等を行い、空き家バンクへの物件の登録を呼びかけているところではありますが、無人ではあるもののまだ倉庫として利用しているなどの理由から登録が見送られている状況です。

村としては引き続き、村内に存在する空き家の実態把握に努め、空き家対策協議会の

開催や積極的に関連制度の周知を実施し、空き家の適切な管理や利活用を促進していくとともに、毎年東京で開催される移住交流フェアへの出展等を通じて、移住を検討されている方への情報発信を行ってまいります。

次に、2点目の、定住促進住宅等に入居を希望する新婚家庭に住宅使用料を無償または減額してはどうかのご質問ですが、定住促進住宅は平成21年に当時の独立行政法人雇用・能力開発機構と売買契約を締結し、その後村で管理運営を行っている公営住宅法に基づかない公営住宅です。

条例上の設置目的は村内への定住化と雇用確保の促進を図ることとされており、公営住宅法の入居基準を満たさない方に向けた住宅としてご提供しております。

ご質問の無償化につきましては、村営住宅、定住促進住宅に既に入居されている方々との公平性を保つ観点から、実施は考えておりません。

また、減額につきましても既に入居されている同条件の方々との公平性を保つ観点から、実施は困難と考えており、現状での利用を継続してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、今後村として宅地分譲をどのように考えているのかのご質問ですが、村においては、区画整理事業で整備した平成22年のときわ台団地、平成29年のときわ台南団地の区画整理事業が順調に完了し、その後においては住宅ニーズの変化や金融機関等の低金利融資等により、住宅購入の機運が全国的に高まったことから、民間活力による住宅地整備を誘導してまいりました。

その結果、令和5年に亀岡地区17区画、海老沢地区40区画で整備が完了、販売状況についても両地区とも残り数区画のみと、お話を聞いております。

また、現在、五反田地区における宅地開発についても各種協議を進めているところと聞いております。

村といたしましては、このような状況を踏まえ、現時点においては民間活力を生かしながらまちづくりの形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、3件目の、まちづくりセンターの取締役の任期を再度伺うとの一般質問にお答えをいたします。

この件につきましては、令和7年9月議会定例会において細川運一議員の一般質問の際にお答えしているとおりでありますが、再度お答えさせていただきます。

現代表取締役の任期につきましては、確認したところ、阿部幸弘氏については、令和6年6月21日の第20回定時株主総会において選任され、その際に定款第21条第1項に基

づき、任期は4年後の定時総会までとすることも併せて承認されているところでございます。

なお、阿部氏につきましては、前任者の補欠としてではなく、新たに就任した扱いとなるため、任期は4年と整理されているところであり、この件につきましては、万葉まちづくりセンターにおいて、顧問弁護士、並びに司法書士等に確認を行っていると同つてでございます。なお、この件につきましては、村といたしましても、顧問弁護士に確認を行っており、定時株主総会における提案理由の説明によれば、現状の任期は4年と解するのが相当との回答を得ております。

以上、解答といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 1件目から順次お聞きしたかったんですけども、今3件目のほうを先にお伺いさせていただきたいと思っております。

先ほど、村長の答弁では、代表取締役については、令和6年6月21日の定時株主総会において選任されたと。そのときは定款第21条第1項に基づきっておりますけれども、阿部取締役につきましては、前早坂代表取締役の後任でございますので、補欠というふうなことになるかと思うんですけども、新たな就任というふうなことでございますけれども、この場合の取締役の任期につきましては、第21条1項の規定ではなくて、第21条2の既定の、任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とするというふうになりますので、4年が取締役の任期ですけれども、令和7年の6月がその基準日でございますので、これが任期4年目になりますから、その前は、令和3年のときに任期になって、それが令和7年になって、次は令和11年になりますけれども、この間で、その任期の間で辞めたり新たに選任する場合はその残存期間と同一とするというふうに定款では定めてありますけれども、これに該当すれば、阿部取締役は令和6年6月の就任ですから、1年間の任期ということで、令和7年にはお尻を合わせていますので、そこからまた新たに4年で重任という扱いをするのが、この決まり上はそういうふうになるのではないかとというふうに考えますが、村長の答弁いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今鈴木議員から、定款の第21条ということでお話がございましたけれども、このときの総会におきましては、定時総会におきまして、提案の理由は、任期は

4年という形での残任期間ではないという形で承認を得ているということでございます。

誰もそこについて、総会時において、そのところは違うんじゃないかという質問も一切なかったということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 誰も質問がなかったというのは、それは逆に言えばおかしい話で、定款に違反しているというふうなことを誰も言わなかったのでしょうか。村長もその時、この定款の任期について、おかしいというふうには思わなかったのかどうかお伺いしたいのと、もう一つは、村長は、先ほどのお話の中で、まちづくりセンターでも顧問弁護士や司法書士に聞きましたと。村でも村の顧問弁護士に聞きましたというお話になっていますけれども、これは第21条1について言っていますけれども、今回の問題については第21条の2でございますので、聞いている内容がちょっとずれているのではないかと思いますけれども、第21条の2についてもお伺いをして、そのようなお話を受けたのかどうかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど、1番目の答弁で申しました定款第21条の1に、これ3まで全部を網羅した中での、顧問弁護士からのその内容の確認ということになっておりますので、私として総会において何も感じなかった、まちづくりセンターの提案でございましたので、残任期間でなく4年を任期とするという形の提案でございましたので、そちらに何も言うことはございませんでした。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まちづくりセンターの提案というふうなことで、何も言わなかったということは、株主として、あれはおかしいんじゃないのって普通は言うべきではないのでしょうか。またはその内容をよく理解して、例えば株主総会に提案されたのかどうか。その辺がちょっと私は疑問に思います。

ただ、先ほどお話ししたとおり、村長は顧問弁護士に聞いたって言っておりましたけれども、先ほど質問した件について、第21条の2についての答弁と理解してよろしいのかどうか、再度お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 理解していただいてよろしいです。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君）　ということは、第21条2の任期満了前に退任したと、この条項について、違反しているということでお認めになるということによろしいのですか。

議長（高橋浩之君）　村長、今の質問ちょっと私も理解よくできなかったので、まず村長、答弁。

村長（小川ひろみ君）　補欠でも増員でもなく、新たにということが一番の、その中での、総会の提案でございましたので、私が約束違反、何かそここのところはちょっとご理解に、答弁をすることは控えさせていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君）　鈴木和信君。

3番（鈴木和信君）　新たにというのは、実際的には任期の、例えば令和3年から7年の間でやることについては、新たにということについては、ここに、第21条の2にございますけれども、これは何て書かれているかという、増員による場合も補欠による場合も、最終的には周期が終わるんです。令和7年6月とか、4年ごとにあるものに対して合わせるようにしていますよ。そうでないと、今の村長のお話からすれば、令和6年6月に、新たに4年の任期で阿部社長がなりますと、4年後の任期は令和11年ではなくて令和10年になってしまうんですよ。そうすると、いつもお尻で、4年ごとにそういうふうな改選するというふうになっているのが、ずれてしまいますよね。そしたらみんなごたごたになってしまうということで、そういうふうな定款で定めているんだと思うんです。

話は変わりますけれども、宮城県の議員もそうですね、議員もそうですね。我々も、補欠選挙したときは、受かったときから4年だってなっていますよね。残任期間ですよ。今回の宮城県知事の場合も、補欠選挙した石川議員も、残任期間ですということで、公職選挙法260条にそう書かれています。だから、残任期間というのはそういうふうなことで、会社にとってもこれは、定款というのは憲法と同じですから、会社の。それに合っていないというふうなことですから、これはもう一度精査をしていただいて、まちづくりセンターと話をしたらいかがですか。

これは、これを読む限りは、誰が見ても合っていないというふうなことで、私も村民の方からそういうご指摘を受けていますからお伺いしております。再度お願いします。

議長（高橋浩之君）　村長。

村長（小川ひろみ君）　補欠でもなく増員でもない、新たにということで、第1項で言っている部分でありますし、また2項で残任、増員による、選任された取締役の任期は残任期間、残存期間と同一とするということがあると書いてはございますけれども、まちづく

りセンターの提案でございまして、私が提案したことでもございません。その中で、まちづくりセンターの取締役内で、いろいろ精査した上でこのような提案をしたと思っておりますので、私からどうのこうのというようなことは、一切する必要はないと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 一応、これは村の第3セクターでございまして、最終的には株主、大株主でございまして。何かあったときは責任をとらなきゃいけない、代表取締役はみんな、最終的には株主から一人も出ておりません。今までは村長、副村長または副村長経験者が社長を務めていましたけれども、今は一般人でございまして。

それで、最終的には提案されたものについてやっていますということで、最終的には、第3セクターで何かあったときは、最終的には村で責任をとらなきゃいけないのが第3セクターではないのですか。村のホームページにも、収支報告書も、まちづくりセンターのやつを載せていますよね。それは決まりがあってそういうふうに乗せていますので、そういうふうには、私は知らないということじゃなくて、間違っているのではないかというふうなご指摘を受ければ、再度調査をして、調べて対応するというのが私は普通だと思いますけれども、そういうふうなことは一切考えないということで理解してよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 9月における細川運一議員の一般質問にもお答えしてございます。

まちづくりセンターにおいても、顧問弁護士並びに司法書士の方の確認を行っているということでございまして、村といたしましても顧問弁護士のほうにきちんとした確認をしておりますので、そのところを、私がまた最初からいろいろと何やかんやと介入をする考えはございません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 確認することはございませんというのは、何てそうしたらお聞きしたのでしょうか。この定款の第21条の2についてはこう書かれていますけれども、この内容にはそぐわないんですけれども、よろしいのですかと聞いたのですか。それとも、就任は4年でありますかって聞いたのか。その聞いた内容によって弁護士のお答えも、内容からすれば私も、正しいふうにも捉えます。第21条の1だったら、それはいいと思います。第21条の2の場合については、これはちょっとおかしいですということで、村長

も、9月の答弁では私もそういうふうに思いますというふうなことを答弁しています。何だったら、私こうやって持っていますからお見せしてもいいですけども。

だから、そういうふうなこともあるんで、これは、この場でどうのこうのなくて、正しいか正しくないか再度調査をしてはいかがですかというふうなことをご提案申し上げますのですが、村長はしませんというふうな力強いお言葉を頂きましたけれども、それでよろしいのですか。再度伺います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和伸議員に申し上げます。

質疑が、認識の違いという形で私も判断しましたし、さらには幾らか今の質問の中に臆測の部分もあったと私はちょっと認識したところがございます。したがって、答弁は村長にしてもらいますけれども、この案件についての質疑は、大衡村議会として、これ以上の質疑は難しいかと私は判断するんですけども。

村長。

村長（小川ひろみ君） 第21条の1に、両方を含めた中で、顧問弁護士のほうに、まちづくりセンターも顧問弁護士、そして司法書士の方のきちんとした内容の精査、そして本村におきましても、顧問弁護士のほうにきちんとした形でそのような相談をし、結果を得ておりますので、私としては、それから覆すことはございません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 一般論の話でございますので、一応議長にも止められましたので、これ以上のことは私もお話しする気はありませんけれども、きちんとした内容を精査して、まちづくりセンターがきちんと運営できるように、今後もさらなる指導をしていくようお願いをしたいと思います。

次に、独り暮らしの高齢者の支援ということで、現在大衡村のほうでもたくさんの支援をしていただいております、特に問題になるというふうなことではございません。ただ、これから高齢者、独り暮らしがどんどん増えてまいります。そうすると、今の体制で間に合うのですか。

現在75歳以上の高齢者は、村長、大衡村に何人いるか御存じですか。いいんです、正確な数字を言えと言っているわけではないので。私は一応調べておりますけれども、全部で922名おります。922名ですけども、最終的には、こういう方々が徐々に2人暮らし、独り暮らしとどんどんなっていくって、そのうち、今お話ししたような安否確認をどういうふうにしていくのか。息子、娘が面倒見てくれればいいんですけども、いずれ

独りになると、孤独死というふうなことも、当然考えられることも非常に多くなると思います。ですから、そういうふうなことを踏まえると、今のうちから、5年後、10年後を見据えた形で高齢者支援というものを考えていくべきだと思います。

ですから、今の目先だけでなく、5年後、10年後、もっともっとうこういう方々が増えていくということがございますので、できればそういう方、一人一人状況が違いますので、それに合った見守り方とか支援の仕方ができるような体制を整えていくように、これからいろいろな機会を捉えてやっていただきたいというふうなことがございます。

特にシルバーハウジング、公共の高齢者住宅、独りで置いておくのは大変だなど、分かんなくなってきたなというときは、そういう方々を1か所に集めて、そこで一緒に暮らしていただくというふうなことがございますけれども。

全体としては老人ホームの一環でございますけれども、民間施設は今全部で、介護つき有料老人ホームからずっと始まって、グループホームまで4施設ございまして、公的施設もケアハウスからいろいろな治療院制度までいきますと、これも4施設ぐらいありますので、いずれどこかに該当していればいいんですけれども、自立している高齢者、独り暮らしというものに対しても、やはりこれからは目を向けていかないと駄目かと。

どんどん大衡村も、この役場周辺には住宅もありますから若い人たちが非常に多いんですけれども、ここを離れてしまいますと、我々が住んでいるような地域とか、そちらに行きますと高齢者が非常に多いわけですから、熊が出てもしようもないような状況の独り暮らしの人もいるわけですから、そういうところにも、これからいろいろ検討して、何とかそういう方の支援拡充をよろしくお願いしたいということがございますが、村長、その辺将来に向けて、私のこの支援拡充についてどのように考えているか、再度ご質問しますので、お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 村といたしましても、やはり5年後、10年後を見据えた形で考えて、いろいろな高齢者に対しての支援を、今現在も施策の充実を図っているところでございます。

一応、高齢者となりますと65歳以上という形で、いろいろと本村では見ているところでございますが、独り暮らし、令和4年度が226人であったのが、令和6年度は185人ということで、少し少なくなっているところでございます。ただ2人世帯、こちらは令和4年度210世帯が、令和6年度は11増えて231世帯、そして3人以上というのは大体同じ

ような形の推移ということになっているところでございます。

やはり、このような動向もきちんと把握した上で、目先だけではなくってということのお話もございましたが、村といたしましても5年後、10年後を見据えた施策の構築を図っているところでございますので、様々ご意見はございました。シルバーハウジングの検討、それから無償ボランティア、大衡村の民生委員の協力員とかそちらのようなお話もございましたけれども、やはり本村の人口規模に見合ったその人数の役割とか、あと役員の増とか、今役員の成り手がなかなかなくて、そうでなくても民生委員になる方々も、本当に大変な状況でお願いしてやっていただいているところもございますので、このところは十分周りの状況を判断した上でこれから行ってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 5年後、10年後が、やはり一番大衡村でも高齢者がどんどん増えていくということでございますので、やはりそういう方々に手厚い支援をしていくということも非常に重要でございます。最終的には孤独死のようなことにならないように村でもいろいろやっていただいて、今不満足だというわけではございません。非常に一所懸命やっていただいておりますけれども、さらなる高齢者が増えるわけですから、やはり今言ったようなことも検討していただいて、民生委員は、私どもの地域にも1人おりますけれども、毎日回って歩くというのも大変なようでございますし、当然毎日回って歩くたって大変な話ですけれども、やはり区長とか何か、みんなそういうふうな一丸となってやるような体制というのものもあるようでございます。または老人会ですか、そういうようなところもあるようでございますので、地域の文化を活用した、老老介護ではありませんけれども、そういうふうなものの支援をしていくというようなことも、いろいろな、考えればたくさん出てくると思います。何も考えなければ、何も出てまいりません。5年後、10年後になったときにどうしようかと考えるのではなくて、転ばぬ先のつえというのございますよね。村長、当然分かっていますけれどもね。最終的には、そういうふうにならないためにも、今のうちからそういうふうな設置とか何か、先ほどお話ししたとおり3年に1回、新しくそういうふうな形で、村の高齢者をどういうふうにしていくというような委員会もあるようでございますので、そういうところに諮って、5年後、10年後の大衡村の高齢者支援計画というようなものをつくり上げていただくと、我々高齢者も安心して地域で活動できると思いますので、ぜひそういうふうな方向にやってい

ただけないものか、村長のご意見を伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私が就任してから、令和6年度ですか、健康増進活動等補助金というのも新設させていただきました。やはり村民の健康長寿の延伸とか健康保持増進を目的に、高齢者の健康増進、生きがいつくりの事業に対する補助金でございますけれども、こちらやりましたら、皆さん本当にヨガとか、それからコーラスの関係の方々、それからあと様々な団体の、筋力を増やす、男性の方々の筋力何とかというのも何かサークルがございまして、その方々も一所懸命、高齢者となってもこの地域で生き生きと、やはり健康で少しでも、一年一年長く健康でいられるということが一番の大切なことだと思います。そんな中で、お茶っこ会というのも随分各地域で、この事業はいいものだというので、それが幅広くなっているところでもございます。

やはり高齢者が外に出ること、ですからデマンドタクシー、私いつも申し上げるんですけどもデマンドタクシー、集会所に行くのでも、昔だったらお茶っこするのによそのお家に行ったんですけども、それがなかなか難しいのであれば集会所や公民館、そういうところを使って、とにかく家から出て、家から出るとなると身支度もきちんとして、いろいろな形で、やはり気持ちの、モチベーションも高くなるということをこれからどんどん推進してまいって、デマンドタクシーもどんどん使っていただきまして、冬場凍っているところ、車を運転するのが嫌だという人もぜひ使っていただいいていいということも皆さんにお話ししておりますので、このいい機会の質問を頂きましたので、全体を、本当に皆さん村民の方々、デマンドタクシーを有効活用していただき、外に出ていただき、みんなと会話をし、笑い、そして話す、言葉でいろいろお話、おしゃべりをする。そういうような機会の増進にこれからも努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 力強い村長の高齢者に対するご支援、ありがとうございます。本当に大衡村、高齢化進んでおりますので、非常にいい取組だと思います。

それに伴って、たくさんの、今お話のあった事業あると思いますけれども、なかなか村民まで浸透していないのが現状かという気もします。ですから、何かそういう一覧の図みたいなのがあって、ただいま言ったのはこういうことを支援していますと、無線放送でもたまに流れておりますけれども、そのほかにもいい事業たくさんあるようでござ

いますので、もっとPR活動に努めていただければ非常にうれしいと思います。

次に、大衡村の人口減少の食い止めでございます。

こちらにつきましては、ときわ団地できたときは6,000人まで人口回復したと思えますけれども、今現在五千四百何がしということで、どんどん減っているのが現状だと思います。まさに、このまま何もしないで人口が減少していきますと、自然減少していったときに、10年たちますと、私の試算、試みの、私の設定があればですけども、大体5,000人を切るのではないかと、10年後です。そういうふう心配されます。この役場周辺は若い人たちですからそんなに減ることはないんですけども、さっきお話ししたとおりほかの地区、そちらについてはそういうふうなことが当然考えられてくるわけですから、大衡村、工場がたくさんあればいいというふうなことだけではないと思います。

大衡村の裕福度、この間インターネットっていいですか、それにちょっと載っていたのを見ましたけれども、大衡村は宮城県で7番目でございます。一番なのは、大和町とか何か載っていましたが。財政的にも豊かだし、住みよい環境というふうなことについても、そういうこともあるのかと思いますけれども、7番目ですから、非常にいいというふう感じております。

でも、人口は減り続けていくということになれば、何か工場はどんどん来て人口が減っていくということで、夜の人口と昼の人口が宮城県1番だというふうなことにもなっているようでございますけれども、やはり地方といいますか、大衡村では、ほかの地区にも人が増える必要があるのではないかと思います。住宅団地を、例えば私の住んでいるような蕨崎地区とか、または大瓜のほうとか、何かあれば一番いいのかと思いますけれども、いち早いのはやはり空き家をリフォームして、村のお金でリフォームして、貸して、その分をとるとか、何かほかのことが考えられるのではないかとということで、私は空き家というものについてもう少し掘り起こしをしたり、いろいろなことをしていったらいいのではないかと。

都会でも10年先には空き家が出るというふうなことに、この間国のほうでも言うておりました。大衡村はもっともっと出てくると思います。だんだん熊のすみかになったり、イノシシのすみかになるようなことではまずいものですから、やはりリフォームをして、貸せる部分については貸して料金を頂くとか、新しいものを考えていただければいいのかというふうに思いますけれども、村長、空き家については、5戸のうち4戸までが、契約が成立したということで、非常にこれも一つの実績ではありますけれども、まだ六

十何戸あって、まさにいろいろなその家の家庭の都合でどうしても貸せないとか何かというのは当然あると思いますけれども、そういうのも今、さっき言ったアンケートなんかで、私は将来的に居なくなったら貸してもいいよとか何かというような、そういうふうなこともきちんとっておけばやれないこともないのかということで、やはり全てが循環型で回ってよくなるのではないかという気がしますので、この空き家に対する掘り起こし活動も、いろいろな協議会もあるわけですから、もう少し積極的にやっていただければ人口増加につながるのかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。空き家の利活用について。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信議員に申し上げます。簡潔にお願いします。

村長、答弁。

村長（小川ひろみ君） いろいろ多岐にわたりのご質問でございましたのですが、空き家については、1件目の答弁でも申したとおり、それぞれご家庭のご都合があったり、私も個人的に様々お話を聞いておりますと、自分の親が住んでいたところを片づけるのはなかなか難しいと。自分の時じゃなくて自分の子供にしてほしいんだとか、あと倉庫代わりに使っているから、まだまだそこは空き家として貸すつもりはないとか、様々なお一人お一人のご都合があるようでございます。

そんな中で、こちらでどんどんどん強く強くそちらを、空き家バンクという登録をしていただいてどんどん活用したいんだということも、強く言えないところが今現状だということをご理解していただきたいと思います。

また、大衡村の人口でありますけれども、令和6年度では5,495人でしたが、現在、喫緊でありますと、10月では5,529人と増えているところでございます。これも亀岡、また海老沢地区の団地が、本村のあれじゃなくて、民間の方々の宅地造成によって、このように増えているところでもございます。

また、これから五反田線という道路も今造って、消防署の前のところから真っすぐ大瓜のほうに行く道路も、今道路の新設をしているところでございまして、そのところも五反田住宅ということで民間の開発が今進められているところでございますので、その動向を見ながら、今後また4号線拡幅もありますので、そちらのほうも現状企業誘致が、今回、一昨年いろいろ白紙撤回ということがありました。それでもこれから、まだまだ50ヘクタールの土地がございまして、それも宮城県、そして東北では唯一、工業用地としてはいろいろな部分が物すごく整っているところだということを皆さんに

いろいろと分かっていただいたところでございますので、今後その企業誘致、県としての企業誘致にも、私どももいろいろとご相談をしていきながら、これからその動向を踏まえながら、道路、大衡仙台線も含め様々なところに、これから拡充のいろいろな予算づけ、そういうことをしてまいりたい。そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 議長から、質問が長いというお話でございますけれども、分かりやすく言うために長くなってしまいました。大変申し訳ございません。村長も答弁長いですよ。ねって言われると、何となく喜んでいいのか悲しんでいいのかよく分かりませんが、いずれ村に対して、我々も議員としてやることをやはりやっていかなければいけないと思います。働いて働いて働いてというのは高市首相でありますけれども、村長は本当働き過ぎですから、休んで休んで休んで休んでね、大衡村をよくするように考えていただければと思います。

残り時間1分になりました。時間オーバーしますと議長からまたオーバーですというように言われますので、今日は1分前でやめさせていただきますけれども、基本的には大衡村のために、村長これからも頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今鈴木議員から、働いて働いて働いて働いて、これが昨日いろいろな賞をいただいたって、高市総理が出ていらっしゃいました。高市総理みたいには、働いてはいけません。働くことはできませんけれども、それに少しでも近づくように、国とのパイプをつくっていきまして、県、国のパイプを有効利用して、これから住民福祉の向上、そして本村が本当に皆さんから選ばれる、そのような自治体となるよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 以上で、鈴木和信君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位 2 番、佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 通告順位 2 番、佐野英俊です。

通告に従いまして、一問一答で 3 件質問いたします。

1 件目は、予算編成方針について質問します。

村の財務規則においては、翌年度の予算編成方針は11月20日まで決定すると規定されており、今年も既に職員へ説明がなされ、11月28日を予算要求の提出期限とし、既にその時期を迎えております。

示された令和 8 年度予算編成方針から、次の点について質問します。

一つは、来年度の財政状況の見通しについて。

2 つ目として、予算編成の基本方針について。

次に、2 件目は、県道大衡駒場線の整備情報について質問します。

今日まで、奥田地区を通過する県道261号線の整備に関しましては数回一般質問してきたところでありますが、近年工業団地への企業工場の立地も順調に進み、また本年、令和 7 年 4 月から始まった、県土地開発公社による松の平 3 丁目の分譲と仙台北部中核工業団地を取り巻く環境は大きく変貌しており、奥田地区を通行する車両は増すばかりで、地域の安全を考えると、奥田地区集落の西側に整備が計画されてきた県道の新設整備は急務であり、次の点、2 点、計画路線周辺の筆界未定地に関する情報、県からの情報です。それから事業実施に向けた情報について伺います。

3 件目として、最後に、小中学校の現在児童生徒が使用するタブレット端末の更新について質問します。

議会における広聴活動の一つとして、今年も議員 3 人が中学校に出向きまして、生徒会の正副会長 4 人と意見交換を行いました。活発に出された意見の一つに、生徒に貸与されているタブレット端末の不具合についての話がありました。また、先日広報おおひら12月号、これに掲載されておりました村長への手紙でも、キーボードのキーが反応しにくい Chromebook がたくさんあり、とても困っていますとの寄せられた声が紹介されておりました。

今期定例会に提出されている補正予算においても、Chromebook の修理、修繕料が計上されていますが、貸与から 5 年もたちますと、故障やバッテリーの耐用年数を迎えるものが出る時期であります。小中学校においてもその時期が到来し、授業に影響

響する場合もあるようであり、機器の更新が求められております。

文科省では、GIGAスクール構想第2期として更新計画が進められているようですが、本村教育委員会としての故障等の実態把握、どのように把握してきたか。今後の更新計画について。この2点を伺います。

以上、3件質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 佐野英俊議員の一般質問にお答えをいたします。

1件目と2件目につきましては私から答弁申し上げ、3件目は教育長より答弁させていただきます。

それでは、1件目、予算編成方針についてとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、財政状況の見通しはとのご質問ですが、令和6年度決算を基に分析いたしますと、歳入面では、村税で、18億5,659万円、対前年度比3.5%の増となった一方で、繰入金は、2億9,605万円、対前年度比64.8%の減、地方債は、2億5,670万円、対前年度比32.1%の減となるなど、歳入額は49億430万円となり、前年度比8.6%の減となりました。

また、普通交付税は、5億8,629万円、対前年度比17.0%の増となったほか、特別交付税で対前年度比4.4%の減、9,352万円、臨時財政対策債で対前年度比49.4%の減の1,290万円の大幅な減額となりました。

令和7年度の状況を見ますと、普通交付税が前年度比8%増となっているものの、臨時財政対策債は皆減、特別交付税につきましては前年度比約10%の減となることが示され、令和6年度決算に比べ若干の減少が見込まれております。

村としましては、今後とも村税はもとより、負担金、使用料・手数料など全ての徴収金のさらなる収納率向上を図るとともに、国や県の補助金・交付金等に細心の注意を払いながら的確な情報収集に努め、積極的な導入を図るなど、国や県の方針が明らかになったものについては可能な限り当初予算に反映し、また、広告収入や未利用地の売却収入をはじめ、有形・無形の資産活用など、あらゆる手段を講じて財源確保に取り組むことを全職員に指示したところでございます。

次に、2点目の、予算編成の基本方針はとのご質問ですが、歳入につきましては、財政運営の根幹をなす村税収入の見積りに当たり、今後の経済情勢や村民所得の推移、税制改正等を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、明確な目標を設定し、見込

み得る年間収入を的確に見積もることとしております。

特に、村民負担の公平性確保の観点から、課税客体のより一層の的確な把握と適正化に努めるとともに、納税の利便性向上による収入確保、催告・滞納整理方策のさらなる強化など、徴税コストも念頭においた収納率向上を図り、滞納額の縮減に努めてまいります。

国県支出金については、国や県の予算編成の動向や新制度等の情報を的確に把握し、本村の施策との整合性を十分に見極め、費用対効果や補助基本額、補助率と村費負担とを勘案しながら、内容を十分調査・検討・精査の上、確実な収入見込額を要求することとしております。

常にアンテナを高くして情報収集に努め、村の持ち出し分が増額となる場合は、再度事業の必要性や実施内容を十分精査してまいります。

大衡村ふるさと寄附金を原資とした「大衡村ふるさと基金」の充当事業として、寄附の4つの目的に沿った事業について、臨時的かつ事業期間がおおむね3年以内で終了する事業を対象としておりますので、引き続き広く周知し、財源確保に努めてまいります。

歳出面では、総合計画や地方創生総合戦略に基づき、企業誘致や住環境整備等に対する先行投資のほか、社会資本整備総合交付金事業や起債等を活用した道路整備と公園整備を行っており、今後も継続施工の道路事業、国道4号拡幅関連工事、大衡村個別施設計画に基づく公共施設の長寿命化改修工事等が予定されております。

また、突発的な災害復旧事業等も想定されることから、今後も多額の財政需要が見込まれ、本村の財政運営は依然として厳しい状況が続くことが想定されております。

このような状況にあることを全職員が深く認識し、昨年度に引き続き財政規律を堅持した上で、既存の事務事業の見直しを行うとともに、必要性や緊急性、費用対効果などを十分に検証した上で事業選択をし、毎年、歳出超過が顕著に見られることから、歳入歳出の差が限りなくゼロに近くなることを目標に、めりはりのある予算編成とすべく方針を定めたところであります。

次に、2件目の、県道大衡駒場線の整備情報についてとの一般質問にお答えをいたします。

大衡駒場線につきましては、平成3年12月に、奥田地区開発に伴う都市計画道路「古館大森線」として、国道4号を起点に県道大衡落合線交差点までの3,350メートルが村道として都市計画決定された路線でありました。

その後、第二仙台北部中核工業団地の整備とともに団地内道路の整備が図られ、新設道路と当時の村道古館大森線と荒屋敷駒場線の一部を含め、平成7年4月に県道として認定され、現在に至っております。

1点目の、計画路線周辺の筆界未定地に関する情報はとの質問ですが、質問の筆界未定地、大衡字団子沢地内につきましては、当時所有権を主張されていた方との様々な経緯があり事業が進捗しておりませんでした。その方がお亡くなりになられ、本年、相続予定人の親族の方から連絡があり、問題の解決について前向きなご意見をいただいていると伺っております。

次に、2点目の、事業実施に向けた情報はとのご質問ですが、事業主体である宮城県では、4月以降、相続予定人の親族の方と面会を重ね、問題の解決に向け説明等を行っておりますが、個人の相続問題もあり、時間を要していると伺っております。県としては、様々な問題が解決した後、速やかに事業に着手できるよう、公図、登記簿等の調査など情報収集を行っているとのことですが、現時点においては未整備区間の着手時期については不透明な状況であるとのこと。

村といたしましては、近隣住民の日常生活の安全、通行車両の交通安全上の観点からも、県道大衡駒場線の重要性は十分認識しておりますので、これまで同様、宮城県と情報共有を密に図り、事業実施に向けた取り組みについて相互協力してまいります。

3点目については教育長より答弁いたします。

議長（高橋浩之君） 次に、教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐野英俊議員の3件目の、児童生徒が使用するタブレット端末の更新についてとの一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の、故障等の実態把握はとのご質問ですが、現在使用している端末につきましては、令和2年度にGIGAスクール構想第1期分として、令和3年2月に児童生徒全員分を配備し、導入から約5年が経過しております。そのため、使用中で軽微な故障が発生し、使用が難しい状況となっている端末もございます。各学校には予備機を配置しておりますが、故障台数が増えてきたことにより、毎年予算の範囲内で、十数台を新たに購入したり、軽微な故障についてはメーカーによる修繕を行ったりと対処している状況となっております。導入から現在まで、小中学校より故障機として提出があった端末は54台となっており、そのうち13台につきましては修理を行い各学校に返

却をしております。2台については修繕中で、使用が難しい39台の端末につきましては教育委員会にて、保管している状況となっております。

次に、2点目の、G I G Aスクール構想第2期による更新計画はとのご質問ですが、令和8年度中に、県全域での共同調達による更新を計画しており、みやぎG I G Aスクール推進協議会において、協議を進めているところでございます。なお、入札については、令和8年4月に宮城県主導で行われ、入札者が決定した後に、令和8年5月下旬から各自治体で契約を行うという形となります。今回の共同調達においては、大衡村で使用しております、C h r o m e B o o kを調達する自治体が7自治体ございますので、納期につきましては現時点では、定まっておりますが、故障状況等を踏まえ、なるべく早く児童生徒の手元に届くように、迅速な事務処理に務めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

1点目の予算編成方針について。

村長答弁の中で、全職員に指示したところとか、全職員が深く認識し、そのような表現が答弁の中に出てきておりますけれども、まず、この示された予算編成方針を徹底するため、どの範囲の職員に説明されたのか伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） まずは、課長会議において課長にお話しをし、また課長から全職員にお話しをするようにとしたところでございます。課長補佐以上の説明会も行ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 各課長あるいは課長補佐から、そういう説明の場を踏んだのであれば徹底されると思うわけでありましてけれども、物価高騰が今後も続くでしょうし、来年度は機構改革で課が増え、予算に見る経常経費、これは当然増額、避けて通るわけにはいかないのかというふうにも感じるわけでありまして。

そのような財政状況を受けた場合に、答弁文の中では財政運営の厳しさとかいろいろありますけれども、より多くの職員へ、村長なり副村長の生の声で、やはり厳しいんだ

という、そういう訴えをし、職員の理解を得る必要が私はあるんでないかというふうに思うわけですが、村長、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に大衡村お金持ちでいいねって、周りの方々からよく言われることが多いですけども、本当に財政状況は、そんな簡単なものではないというところがございます。

そんな中で、やはり国とか県の補助金、様々な補助事業、国の補助事業、やはり理解しなければいけないことがたくさんありますので、私もやはり国のほうに行って様々な情報を得たときには、必ず職員のほうにお渡しするようにしてございます。

やはり、その中で、今まで予算がつけられていたものも、補助金によって、今まで100万円の予算がついていたものが、何かの補助金を使うことで、半分以上がその補助金を使えることもあるんだということも、やはり私が情報として得たものは、必ず職員のほうに伝えるようにしておりますので、もう一つ一つ、やはり微々たるものかもしれませんが、小さなことからそのような取組をしてみたいと思いますし、今後もしてみたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 村長の思いは十二分に理解します。

私伺いたいのは、課長、課長補佐だけでなく、こういう機構改革を前にした、令和8年度から機構改革、そして経費も、経常経費もそれなりに増えるでしょうと。そういう時期に、全職員に対してやはり生の声を村長、副村長が発信してはどうかということについての質問です。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのようにしてまいります。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 財政の見通し、科目ごと、費目ごとに、具体的に、令和6年度決算を基に答弁いただきましたけれども、やはり財政の見通しの関心どころは、来年度、自主財源がどうなのか、依存財源がどうなのか。自主財源、村税ですよね。固定資産税が大きく進めると思いますが、あるいは依存財源、地方交付税、昨年度の決算を見ますと自主財源が50.7%、依存財源、地方交付税等が49.3%という決算を見ておりますが、これら、どのように来年度は見られているのか。担当課長答弁でも結構です。

議長（高橋浩之君）　まずは村長から。

村長（小川ひろみ君）　課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君）　企画財政課長。

企画財政課長（渡邊　愛君）　お答えをいたします。

具体的にどのぐらいの、何パーセントぐらいという見込みというところでは、まだ具体的には持っておりませんが、おおむねやはり同じような割合の中で推移していくというふうには見ております。

企業誘致等も含めて年々自主財源等は、微増なりはしておりますので、そういったところもありますが、やはり村としてのかかり等も多くなってきておるところもありますけれども、おおむね同じぐらいで見込んでいくというようなことで、当然自主財源の確保に努めるというのは大前提でございます。

議長（高橋浩之君）　佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君）　自主財源、大きく占めるものが村税、その中でも固定資産税、法人税の動き等が一番気になるところですけども、令和6年度決算におきましても、令和5年度の決算に対して8,500万円から、8,300万円から増の決算を見、今回の補正におきましても1,100万円の追加、法人税。そういう補正予算が組まれておりますけれども、それらを見ますと、企業からの固定資産税の伸びは、近年順調にきていると私は見るわけですけども、課長、その辺どうですか。

議長（高橋浩之君）　企画財政課長。

企画財政課長（渡邊　愛君）　これまでも、企業誘致の努力によりまして順調に伸びてきているというふうには思っているところでございます。

また、立地した企業においても、新たな設備投資等をこの機に行っているという動きもございますので、どのようにといたしますか、引き続きこれからも、額の大小はあるにしても、まだちょっと伸びていくような形では、推移のほうを見ております。予想しております。

議長（高橋浩之君）　佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君）　財政の見通しに関連することで質問するんですけども、近年大衡村の当初予算の編成の在り方は、歳入に不足する分は財政調整基金の取崩し、さらに減債基金の取崩し。補正予算の中で以前質問した経緯もございますが、今回、先ほどの村長答弁の中での繰入金です。前年度対比で64.8%の減、前年度より64.8%の減という答弁を

頂きましたが、これは要するに減債基金の取崩しは、令和8年度は、当然見ては駄目なことなんですけれども、予定しないと当初では、当初っていうか、予算編成では予定しないという理解でよろしいのか伺います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 減債基金の関係については、特定の財源ということもございまして、使途については当然限定されるということございまして、以前から、佐野議員からご指摘を頂いているとおりでございます。

ですので、その点を十分踏まえた上での令和8年度の予算編成というふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 来年度、令和8年度は取崩しを予定しないと。当然条例規定、課長答弁のとおり目的基金でありますので、今後もやはり職員、その辺十二分に気をつけて予算編成事務に当たっていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

予算編成方針について答弁いただきましたが、今期定例会の条例改正、一部改正等、来年4月に機構改革がされようと今しているわけですけれども、この機構改革に関連した一つの予算絡みでの予算編成方針、基本方針に立った事項はあったのか。あったとすれば、それは何なのか伺います。

議長（高橋浩之君） 課長でいいか。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 特に編成方針の中に盛り込んでいるものはありませんけれども、あえて要領のほうで注意事項として申し上げておりますのは、予算編成に当たって、4月以降の新たな課の再編後を見通した上での編成ということになりますので、どこの課の、どちらの課の事業になるか。それら再編される当該の課においては、十分にそのところを関係する課と調整した上で、予算要求書にもその旨明記した上で提出するということでお話しをさせていただいていると。取りこぼしや重複がないように、どうしても念のためということでダブルになったりとか、そういったところが再編なり統合によって生まれる危険性がありますので、我々も十分注意はしますけれども、担当課の予算要求段階でそういったところを注意していただくように、要領のほうではお話しさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 機構改革、課が2課ですか、増設、増課。それに伴う管理職、課長職、

課長補佐が配置されるわけで、管理職手当、人件費、それなりに増額になる分があるのかと。それから、その増える課における経常的経費、それも微々たる額とは申せ、前年度よりは増額になってくるのかと。

そういう観点からしますと、職員一人一人が、やはり格好いい話をすれば、よく血税とか、そういう経費をかけないでやる、いろいろそういう言葉ありますけれども、やはりこの時期に職員一人一人が、その辺引締めて取りかかっていたいただきたいというふうにも思うわけでありまして、今後も引き続き職員に対する徹底した指導をお願いしたいと。何か、チャイム聞くと。

予算編成方針については以上といたしまして、2件目の、村長、国道でねぐ県道です。2件目の県道大衡駒場線の事業推進情報について再質問をさせていただきます。

まず筆界未定地に関係する用地の所有者が亡くなったという答弁でしたが、間違いなくそういうことで理解してよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 土地境界確定に難色を示してきた方が亡くなられたとなれば、相続手続も、先ほど協力的な県からの情報があるという答弁ありましたけれども、相続手続が進み、境界が確定してくれば、県道、新たにつくる県道新設計画地における、本当に30年からのそういう難題が解決することになると思うわけでありましてけれども、村長、そういう理解でよろしいんですね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そのような理解で大丈夫でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そういう状況を考えれば、当然事業主体、県のほうの事業になるわけがありますけれども、村としてはこれから先、1年に10メートルでも20メートルでも関係路線の用地買収、北四番丁大衡線だけでなく、こっちもそれなりの用地買収事業を手がけるべきと私は考えるんですけども、村長のお考えはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 県のほうにもいろいろと要望は、この県道駒場線ですか、こちらについての要望もずっとしているところではございます。私が就任してから、ここのことに

ついて、独自の要望活動もしているところでございます。

そんな中で、やはり今佐野議員からもありましたように県道大衡仙台線、そちらと両方というのはなかなか難しく、やはり優先順位を立てながら、一つ一つ解決の方向に向けていきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 県のほうのそういう事情も分からないわけでもないんですけども、本当に朝夕の混み具合からすると、どうしても地元の住民としては村長頑張れや、頑張っ
て県のほうに要望していただきたいというふうをお願いしたいところであります。

幸いにして奥田地区、この県道261号線におきましては、大きな事故の発生はありません。しかし、前に一般質問で取り上げた場合もありますけれども、横断歩道の必要性や、スピードを出したくなる長いあの下り坂です。それから駒場から来ての直角カーブ、非常に危険なところも数か所あります。

大きな難題が、解決の兆しが見えてきたわけでありますので、村長、今まで以上に、答弁頂きましたけれども、今まで以上に大衡村として県のほうに要望活動をやっていただきたいと、再度その辺答弁頂きたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 要望活動におきまして、今のところ私と関係課課長等の要望活動になっていますので、あと関係課の係、そういう形になっていますので、今後この県道駒場線、こちらも議会の方々、そして企業の方々、そういう方々の協力も得て、そこが、どのような必要性があって、どういう効果があるのかということを中心に、もうちょっと詳しく分かるような形で、今後は要望活動にしてやっていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 本当によろしくお願いしたいとしか言いようがないんですけども、やはり奥田地区の方々等を考えれば、その事業の動きが見えてくれば、将来に向けての安心感も出てくるのかと。今のところ、何も見えません。よく聞かれる言葉は、何で県のほうで1メートルでも、さっきも申し上げました、1メートルでも2メートルでも用地買収を進めないのか。将来的に必要な路線であれば、今からそういう用地取得やらを進めてはとの意見、声も聞こえますので、村長、ぜひ今後とも力強い要望活動をお願いしたいというお願いをして、この県道大衡駒場線の整備については終わりにいたします。

次に、教育委員会、タブレットの更新について再質問させていただきます。

故障機の対応、故障台数あるいはそれに対する対応をしたという答弁は頂きましたが、学校から教育委員会に対してどういう実態報告っていいですか、教育委員会としての把握、実態の把握の方法、その辺もし具体的にあれば伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） まず児童生徒のほうで、不具合が生じると自分で自覚しますので、そこで先生のほうにお伝えをしまして、先生のほうから視聴覚担当、こういう機器の担当です。ICT担当のほうに来まして、そこから教頭を経由したり、そのICT担当のほうから直接教育委員会のほうに報告が上がるような形になっております。

また、教員のほうで、子供が使いづらさを感じたときに、どうっていうやり取りをしながら把握をするケースもあります。そのような形になっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと、教育委員会としては定期的にその学校、小学校、中学校に対しての一つの調査っていいですか、そういうことはやっているのかいないのか。やっているとすれば、どういう時期的なものとか、どういう手法でやられているのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 結論から申しますと、教育委員会から定期的にということは行っておりません。

先ほどお話ししたように、随時情報が上がってくる形になっておりましたので、そういうことございましたので、定期的にということは行っていないということでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） あくまでもその都度ということになりますか。

児童生徒の取扱い、中には乱暴に扱う子供もいるのかというふうに、当然我々もそういうふうに見るわけですけども、小学校、中学校、児童生徒の取扱いマニュアルっていうか、そういうのは示しているものが何かあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 文書で、取扱いについて、まず指導は学校では行っているところです。大切に使いなさいねであるとか、使用の決まりです。

ただ、文書できちんとマニュアルとして整えている、その扱い方のマニュアルですね。そここのところは、今確認はとれていないところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そうしますと、貸与しっ放しっていうか、そういうふうにも理解してしまいうわけですけども。

何せ高価な物品を子供らに貸与しているわけでありますので、やはりその辺の何がしかの取扱い、私は口頭指導だけでなく文書的なそういうようなもの、文科省あたりから何か示されてもいいのかとも思いますけれども、そういう考え方は持てないものですか、教育長。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 大変申し訳ございません。ここ、私も確認不足でしたので、改めて確認させてください。よろしくお願ひいたします。学校として配っている可能性は十分でございますので。申し訳ございません。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 補助金を得ての事業でありますので、やはり国のほうからの何がしかのそういう指導的なマニュアル等、雛形的なものがあっても当然かとも思いますし、あと故意的に破損した場合、故意的に児童生徒が破損させてしまった場合、賠償の責任を負わせる、教育委員会としてそういう考え方を持つ必要もあるのかと私は感じますが、教育長、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 故意というのも範囲が広いかと思うんですけども、例えば接続部分、力が大分入ってしまって壊れるところもございます。それから、今故意という話とは離れるかもしれませんが、間違っ落としてしまって、壊れて、液晶画面がということもございます。ただ、私が聞いている範囲では、本当に意図的に、故意にというのは、情報としては入っていないところございました。

そういう、悪質であれば本当に求めることもあるのかかもしれませんが、子供たちは、私が見ている範囲でも大切に使っている印象は受けております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 子供ら、丁寧に扱う、あるいはお粗末についていうか、そういう子供さん方の姿を考えると、やはり何がしかの取決めがあってもというふうに思うゆえに質問した次第であります。

令和8年度で、県全域での共同調達による更新を計画しているという答弁、令和8年度に更新すると。村のホームページに公開されている端末整備更新計画、ワンペーパー見つけましたが、これを見ますと、令和8年度の児童生徒数は537人で、全員分を更新すると。その辺、担当課長あたりからちょっともう少し具体的に説明頂きたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 教育学習課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 来年度の数量につきましては、一応今のところ600、来年、小学生、中学生合わせて617名をちょっと予定しているものでございます。

それについて、その共同調達が国庫補助金をもらえる前提になっておりますので、うちのほうはChromebook、iPadとChromebookありますけれども、Chromebookの共同調達を行いたいというふうに思っているところでございます。

その補助金についてでございますけれども、補助金が、もう補助単価っていうのは決まっております、補助単価は5万5,000円というふうにもう決まっているという部分でございます。その補助単価の3分の2の台数分っていう形になっておりますので、補助率が3分の2、国が3分の2、あと3分の1、あと残りの部分については起債、デジタル活用推進事業債を充当するものでございまして、地方債充当率90%の充当が可能でございます。

ただ、あと交付税措置が50%の、元利償還金の50%が算入されるという形になっております。

ただ、この償還期限については5年、いわゆる耐用年数というのでしょうか、耐用年数というかそういった部分での5年間の償還年限となっておりますので、具体的な一般財源については1,000万円以上、1,000万円ぐらいになるのかというふうには思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 児童生徒は537で、617は予備機、国でいう15%の範囲の予備機を入れての617と理解して。

3分の2が国の補助、そしてあとは起債、一般財源は、持ち出し分は1,000万円。現段階ではそういう考え方というふうに理解しましたがけれども、その1,000万円、一般財源の充当財源は、何か人材育成基金とかそういう、適用されるかどうかはあれですが、その辺の考え方はどうなのですか。一般財源の在り方。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 今のところ一応補助金、補助金と起債は充当かけまして、一般財源の取扱いにつきましては、1,000万円と言ったのは交付税算入の、50%の交付税算入でございますので、起債充当をかけると、単年度事業に置き換えますと大体300万円ぐらいの一般財源という形になります。負担する一般財源というのが多分1,000万円以上になるんだらうというふうに思いますので、単年度事業でありますと国庫補助金が2,000万円、あとは起債が大体3,000万円、あとは一般財源が320万円という形になりますので、その部分については、今人材育成基金とかっていうお話がありましたけれども、それについては財政当局もしくは関係各課とのちょっと相談になるんだらうというふうには思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） いまや学校の授業における、タブレット端末における授業、当然当たり前になってきているのかと。我々の時代では到底及びもつかないような、そういう時代になっているのかというふうに理解しますけれども、ぜひ今後も教育委員会において、常に学校側と連携をとっていただき、故障等不具合なものが発生した場合は、そういう発生することはあると思いますので、授業に影響をなくして、ぜひ子供たちの学力向上に期待するところですが、最後にその辺、教育長の考え方、ぜひお聞きして終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） ありがとうございます。

佐野議員おっしゃるとおり、今必需品になっております。私ども勉強したときには、鉛筆だったり、筆箱だったり、下敷きだったりというのが必需品だったのですがけれども、今ノート、鉛筆、使っていますけれども、それとともにタブレットで調べて、そしてまとめるような、文房具的なものにも十分なり得ているわけですので、それがやはり故障

等を起こしますと、子供たちにも不具合というか支障が生じますので、そういうことが、なるべく支障が生じないように私どもも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 教育長、大いに期待し、質問を終了いたします。

村長、教育長、ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 以上で佐野英俊君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開を午後 1 時 30 分といたします。

午後 0 時 2 1 分 休 憩

午後 1 時 3 0 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、佐野英俊君の一般質問におきまして、教育長のほうから説明に不足があったということで、発言を許可します。教育長。

教育長（丸田浩之君） 申し訳ございません。

まず、教育委員会といたしまして、児童生徒、保護者宛てに学習用タブレット端末利用の手引というものがまずありました。申し訳ございません、私の確認不足でございました。

活用のルールであるとかもろもろ書いてあるんですけども、制限事項というところがございまして、その中に、破損についてという項目もございました。一部抜粋してお話しをさせていただきますと、C h r o m e b o o k は精密機械です。大切に扱ってくださいであるとか、万が一ご自宅で使用中に破損や紛失した場合はすぐに担任へ報告する。また、破損や紛失の理由、事由によっては、ご家庭に費用のご負担をいただく場合がありますので、大切に请使用くださいという文言も入ってございました。私の確認不足で、誠に申し訳ございませんでした。

なお、小学校におきましてもそのようなルールの手引がございまして、今年配付をし、指導もしているところです。中学校のほうも、確認したところ、文書は今のところしっかり確認は、教頭のほうで確認とれてはいないんですけども、指導をしましたというところまでは確認とれているところでございます。

誠に私、確認不足で申し訳ございません。以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、一般質問に入ります。

通告順位3番、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 通告順位3番、文屋裕男でございます。

一問一答方式でお願いいたします。

私がこの一般質問を通告しましたのは11月19日でございます。ですから、村長の答弁と少し擦れ違うところもありますけれども、その辺はご容赦願いたいと思います。

熊対策は万全かということで、これから質問をさせていただきます。

全国的に熊の出没が増加しております。東北地方では被害も発生し、命を落とす最悪の事態となっています。県内でもキノコトりに出かけた女性2人が熊に襲われ、1人は遺体で見つかり、もう一人は行方不明のままになっている痛ましい事故が発生しています。さらに、県内各地で熊に襲われ、頭や顔などにけがをする事故が多数発生しています。本村でも60代の女性が熊に襲われ、事故に遭っております。今年は山奥のブナの実やドングリ等の不作により人里近くの柿の実、栗の実、リンゴなどが熊の食害に遭っております。村では熊出没の無線放送が連日のように流れております。緊急事態宣言を11月30日までとしていたが、その対策は万全だったか伺うものであります。

1番目、熊の目撃件数と前年の件数との比較。

2番目、箱わなの数と捕獲頭数。熊を処分したことについてのクレームはないかということです。

3番目、緊急銃猟の独自のマニュアルを策定しているが、その内容をお知らせ願いたいと思います。

4番目、ハンター不足と言われているが、村内のハンターは何人で、また止め刺しは何人できるか、その辺をお伺いしたいと思います。

5番目、ガバメントハンターの養成を考えているか、またガバメントハンターの権限とはどの辺まであるのかお答え願いたいと思います。

6番目、柿や栗の木の伐採を個人負担なしで、村でできないか。

この6項目について、村長の考えを答弁していただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、文屋裕男議員の、熊対策は万全かとの一般質問への答えの前に、まずは文屋議員をはじめとする鳥獣被害対策実施隊の皆様には、10月中旬から連日、危険をかえりみず、早朝や夜間の熊の対応を続けていただいておりますことに、この場をお借りいたしまして改めて深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、クマの被害に遭われました村民の方に対し、お見舞いを申し上げたいと存じます。

10月28日から11月30日、熊出没非常事態宣言を発令しましたが、11月30日をもって終了といたしましたことをご報告させていただきたいと思っております。

それでは、1点目の、熊の目撃件数と前年の件数との比較とのご質問ですが、本村においては、本年12月1日現在で100件の目撃情報が確認されております。これは、昨年度1年間における25件と比較しても4倍と著しい増加であり、熊の行動圏も村内全域に拡大している状況であります。

次に、2点目の、箱わなの数と捕獲頭数、クマを処分したことについてのクレームはないかのご質問ですが、村では出没増加を受け、既存の3基に加え、非常事態宣言の発令後に箱わな2基を追加購入し、現在、計5基の箱わなを設置して対処しております。

捕獲頭数は、交通事故を含み8月に1頭、非常事態宣言後の10月以降これまで19頭、合計20頭を捕獲したところであります。

なお、捕獲後の処分につきましては、現時点でクレームや苦情等は受けておりません。

次に、3点目の、緊急銃猟の独自のマニュアルを策定しているが、その内容はとのご質問ですが、緊急時における銃猟に至るまでの対応につきましては、担当課並びに関係課による、現場指揮、交通制限、住民広報、記録、原状回復実施などの役割を分担し、実施隊及び大和警察署と連携して実施することとしております。

なお、令和7年10月26日の出没案件におきまして、一時的ではありますが銃猟体制を整え、緊急対応を実施した実績があります。この際は発砲に至らず、法的には緊急銃猟の取扱いにはならなかったものの、警察との連携手順、実施隊の配置等について一定の知見と経験が蓄積されており、実施体制の整備は整っております。

マニュアルについては、緊急銃猟の判断基準詳細等について、一部、明文化できていない部分がありますので、今後、速やかに対応してまいります。

次に、4点目の、ハンター不足と言われているが、村内のハンターは何人か。また、

止め刺しは何人できるかのご質問ですが、村に登録されている実施隊員のうち、銃器を所持しているハンター7人に加え、電気ショック機器により、止め刺しが可能な方が2人おり、現状では計9人が対応可能体制となっております。

次に、5点目のガバメントハンターの養成は考えているか、またガバメントハンターの権限とはとのご質問ですが、ガバメントハンターとは、自治体から委嘱され、鳥獣被害防止法に基づき、自治体の指示の下で有害鳥獣捕獲を実施できる人材を指します。通常の狩猟者と異なり、自治体業務として特定の捕獲・駆除の指示を受け、危険個体の捕獲、夜間・住宅地周辺での対応など、より行政的性格の強い活動に携わることになっております。

また、ガバメントハンターは通常、十分な狩猟経験と安全管理能力、講習・訓練の受講、緊急時に即応できる勤務体制などが求められ、自治体としても相応の管理・指揮体制を整備する必要があります。

現時点において、県内の市町村で配置の実績はなく、即応性や法的責任を伴うガバメントハンターの養成・配置を村単独で行うことは、現状では困難であると考えております。

今後も国や県の動向等を注視しつつ、必要に応じ適切な体制整備に努めてまいります。

次に、6点目の、柿や栗の木の伐採を個人負担なしで、村でできないかのご質問ですが、県において、11月県議会に関連事業の補正予算案が計上されたことを受け、村においても急遽、不用な誘因木の伐採を進め、住宅地周辺の環境整備に着手したところがあります。

緊急かつ迅速な対応が必要なことから、先週の区長配付にて全世帯へチラシを配布させていただいたところであり、内容は個人負担なく、村で伐採させていただくものであります。なお、既に伐採された方につきましても、費用相当分を補助するものとなっておりますので、本定例会において補正予算案を計上させていただいておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

村といたしましては、引き続き、総合的な熊対策に取り組み、村民の安全確保を最優先に施策を進めてまいります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 村長、今年何で熊こんなに多く出てくるようになったっていう、その原

因というのは何と思っていますか。ちょっとお聞きしますけれども。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 山にある、やはりブナの木とか様々、クルミ、栗とかそういうものの餌不足、または、熊は卵巣から繁殖すると言われていまして、その力が、産まれてから、2歳から20歳まで繁殖力が強くなっているというような状況もありますので、そういうような部分、餌不足、あとは境界といいますか、いろいろな草刈りだとか刈り払い、そういうものの、耕作放棄地とかそういう部分が多くなっていることにより、このような状況も生まれているのではないかと予測しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 何で今年不作なんですかね。その原因、分かりますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いろいろ山のほうも、その年々によってやはり気候の変動とか様々な部分がありますので、そういう部分とか、あと栗の木も、今年はならないけれども去年はなつたとか、その年のいろいろなそのときの状況がありますので、そういうことだと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ある学者の方が、こんな説を唱えたの。私もびっくりしたんですけども。植物が、やはり自分たちの身を食べる動物が殖え過ぎると凶作にするらしいんです。次の年殖えないようにするというので。私もね、そんなことできるのというふうに思ったんですけども、←。確かに今年何でブナだのの実がならないのかって、暑かったからだべねって、いや去年も暑かったよな、去年暑かったけどもなつたよなっていう。何かね、その辺がまだ説明はされていないようですけども、そういうことを言う学者もいます。

でも、やはり今村長が言ったように豊作の年とそれから凶作の年、これが極端なんですよね。私も近くにのドングリの木があるんですけども、今年は全然落ちていないんです。去年はいっぱい落ちていたんです。

ですからね、凶作と豊作の差が激しいということで、熊が今年は外に出てくるようになったのかっていうんだけど、熊は時期が来ると山に戻るそうです。ただ、今年のように食べ物がないとまた戻ってくるんですよね。それが今年いっぱい出てきたっていう、そういう説があります。もちろんこれは、全部ここに、衛星からのやつ全部つけて

ね、どのように動くか全部調べたんです。その結果、やはり一度は山に戻るそうです、やはり自分たちのすみかに。そして餌がないとまた戻ってくる。それも、人家の近くにもう栗や柿がいっぱいありますので、そういうものを狙って食べるようになるというようなことを、この間テレビでやっていました。私も見ていました。見ていましたか。

そういうことですので、今年は去年の4倍ですよ。まだ年度途中でですよ、4倍。まだ来ていますからね。12月になってもまだ目撃情報出ていますよ。緊急事態宣言、11月30日でもうやめたっていうけれども、もっと延ばしていてもよかったのかと思うけれども。どうですか村長、そう思いませんか。やめねえで、もう少し延ばしたほうがよかったんじゃないですか。加美町、それから色麻は延ばします。大崎もです。あそこは、大崎は延ばしていますよ、延ばしていますよね。その辺お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 緊急事態宣言を一応中止にしても、これからその体制づくりはしていくつもりでございますので、今全庁挙げてパトロールとか様々なことをしていますので、全庁挙げてのパトロールでなくて課としてのパトロール体制だとか、あと総務課、様々な人員においての、手の空いた方でのパトロール強化とかそういうものをして、全部なくなるわけではなくて、それなりの、緊急事態宣言に近いものはやっていくつもりでございますので、その部分をご理解していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 常に緊張感を持つには、やはりそうした宣言というのはやはり持ち続けていていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の箱わなの数と捕獲の頭数ですけれども、今この回答では、答弁では20頭ですか。箱わなは3基から5基に増やした。イノシシのわなもありますが、箱わなもあります。

その箱わなの大きさ、今まで村で準備していた3基っていうのは、全部同じぐらいの大きさなんですよ。今度来たのはどれぐらいの大きさになるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 担当課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 今年度追加で購入させていただいた中で、1基ちょっとメーカ

一が違って、一回り大きいものを購入させていただきました。

ちょっとすみませんが、現在詳細の寸法等入った資料を持ち合わせておりませんが、およそ幅が1メートル、長さが2メートル半から3メートルぐらいのものであったというふうに認識しております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 重量はどれぐらいありましたか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 重量につきましては、300キロ程度だったと認識しております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その大きな箱わななんですけれども、今までの箱わなですと大体4人ぐらいで動かすことができたんですけれども、6人いないとできないような状況なんですか、大き過ぎて。

ただ、大きいのでよかったのは、一度に3頭入ったというのが一番よかった点だったと思うんですけれども、大きいから余計入ったんだと思うんですけれども。

でも、その大きい箱わなというのを、これから何回も移動したりなんだりしなきゃないですよ。そのたびに隊員の方たちには苦勞をかけるというふうになっておりますので、その辺も十分村としては考えてみてもらいたいというふうに思いました。

そういうことで、5基ってということだったんですけれども、イノシシの数は分かりますか、何基あるか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） イノシシの箱わなの個数につきましては、7基でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） くくりわなの件については。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） くくりわなにつきましては382基、現在使用可能な個数となっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） くくりわなも、1つ幾らぐらいしますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 6,000円ぐらいの金額であったと承知しております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） はっきりしたあれではないでしょうけれども、5,000円以上しているということですよ。

382基、使える分というお答えでしたけれども、これまで隊員でそれだったんだけど、隊員を辞めた人あるいは別な人も多分いると思うんですけども、そういう方のくくりわなというのはどういうふうになさっていますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 今年度1名脱退された方がおまして、その方が所有していましたがくくりわなにつきましては、事務局といいますか担当課のほうで回収をさせていただいて、現在は実施隊の隊長のほうに保管等をお願いしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今年度の人たちはそのように対応していただいたんですけども、これまでに脱退した人もいますよね。そういう人たちについては、全部回収だりなんだりしていましたか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） これまでも脱退された方の所有したわなについては回収しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これ、全部村の財産なんですよ。村の、我々が納めた税金の中から皆買っている、1個5,000円以上するっていうやつ買っていると思うんですけども、課長は今そのように申し上げますけれども、私の調べたところでいうと、やはり全部返ってはいないんです。

ある方は、本当は3基持っているのですけれども1基しか出なくて、ほかの2基はなくしたっていうんです。悪くなって使えなくなったっていうんならいいんですよ、形も残っているからね。なくしたっていうことになると、もうどこ行ったか分からないんですよこの2つは、残り2つはね。そういうふうになると、やはり村のこうした財産というのをみんなですっかりと管理している人間から言えば、お粗末ではないかというふうに思うんですけども。

課長は全部だって言うけれども、全部ではないですよ、これ。その辺、もう一回お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 担当課としましては、全部回収しているというお答えをさせていただきます。

今文屋議員おっしゃったように、例えば10個を貸出ししていたもので、一部破損等しておって、実際は7機、8機回収、あと壊れたものも回収させていただいたというような、今年度は状況となっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 分かります、分かるけれども、このくくりわなというのは本当に破損しやすいんです。一回イノシシあるいは熊がそのくくりわなにかかると、相当暴れますから。ですから、一回かかったらそのくくりわなはもう使えないっていう状況になるんです。ですが、持っていかれない限り形は残るわけなんです、そこに必ず。ですから、その残ったものは必ず回収して、責任者のところに持っていきます。そうすると別のものと交換してくれるんです、新しいのと。私たちはそうやっています。

ですから、今自分で持っているのが10個あるならば、10個から絶対増えもしないし減りもしないんです。常にそのようにしておくのが我々実施隊としての役目なんです、本当は。本当はですよ。なかなかそこまで考える奴いなかったんだらうけれども、そういう人も中にはいたということ覚えていてください。その辺はあまり追求しませんので。

ですから、そういうふうこれから実施隊の人たちにはご指導なさっていただいて、なるべくなくさないように、形では必ず残りますので。ワイヤー切って持っていてもワイヤーだけ残りますから、必ずね。ワイヤー全部持っていかれた、ワイヤー使っているのかよって、それでもやはり残っていたということなんです、別のものと交換できますので、そういうふうにするようにこれからもやっていただきたいと思うので、ちょっとお話しさせていただきました。分かりました。

では、3番目に移ります。

緊急銃猟のマニュアルつくっていますけれども、今ここにいろいろと10月26日のこと書いてあります。私もこれに参加しました、実は。それで、そのマニュアルをずっと見て、十分だというふうに見てきたんですけれども、課長も一緒にそれで同行されたんだけれども。

あのとき一番心配したのは、木に登るのを待っていたんです。あのとき、作業場の中で、みんなで声を潜めて待っていたんです。ところが、木の上に登ったやつを撃つのはうんと危険なんです。もし当たらなかったらどうするんだろうって物すごい心配したんです。ですから、やはり緊急マニュアルの中にもそういうことを、今度の、今検討しているらしいんですけども、そういうのはやはり入れたほうがいいって、私つくづく思いました。

というのは、岩手県で、警察官にお願いして、そしてライフルで撃とうとしたんですけども、木からおりてこないんです、熊が。そのうちに日没になって、駄目になったということがあったんです。

というのは、ライフルの弾というのは、角度によって4キロ先まで飛ぶんです。4キロ先の安全というのは誰も知ることができないんです。ですから、木の上のやつは撃つては駄目だっていうふうになっているのです。そういうものもきちんと今度この中に入れてもらわないと、この間のように登るのを待っていたなんていうのでは、これは物すごく危険になります。もうここから向こう、先は王城寺だからいいんだっていう話はあったんですけども、だって王城寺の先の中だって自衛隊の人がいるかもしれないんです。そういう危険なところではやっちはいけないというふうにつくづく思ったものから、ここでその緊急銃猟の独自のマニュアルをつくっているんだけど、その中にそういうものをきちんと入れていただいてやっていただきたいというふうに思ったものですから、今こうやって話をしています。そういうのはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり緊急銃猟についてはハンターの皆様のご苦勞、そういうものも多々あると考えてございます。

やはり今文屋議員が言ったように、緊急銃猟にはならなかったんですが、ある松原の地区においてそういうような状況になりました。そのときに、やはり木の上に登っている熊を撃つということが、とても危険を伴うものということは、やはりハンターをされている文屋議員が一番分かっていることだと思っております。本当にそういうご意見を頂いて、これからやはり発砲を断る、やはり本当にそこが危ないと思っても、自分がやることによっていろいろナリスクが出てくるわけですから、そういうことを十分留意した上で、様々マニュアルのほうを策定してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 警察官の方々はライフルを使って撃つそうなんですけれども、我々一般の住民が日々を賭して狩猟をやってきたわけなんですけれども、ライフル銃を持つのに狩猟経験10年ないとできないんです、持てないんです。それから、ライフル銃で動いている獲物、動く獲物、その獲物を撃つのに約10年かかるんですよ。ですから、二十歳で例えば狩猟免許をとったとしても、40ぐらいにならないと、それぐらい経験していかないと、ライフルの弾では動く獲物はとれないっていう、そういうことがよく言われているんですけれども、そういう中で、狩猟者が何で熊を撃てるかと、あるいはイノシシを撃てるかっていうと、散弾銃の中に、スラッグ弾といって、1個の弾だけしか出ない弾があるんですけれども、それを撃つことができます。スラッグ弾っていう弾なんですけれども。その弾で動いているイノシシ、熊を撃つことができますけれども、それが撃てるのはこの中で、今7人いるハンターの中で5人だけなんです。2人の方はまだ経験が浅いからできないんです。もう少しでできるようになるんですけれども、これもやはり3年の経験がない止め刺しというのもできないんです。

ですから、もう少したつと7人になります。今若い人の中でも、狩猟の免許もとって、銃の所持許可さえとればすぐできるっていう人も中にはいますけれども、まだそこまでいっていないのが現状なんですけれども、今7人で何とかやっているわけなんですけれども、その10年、20年、これからその人たちを教育していかなければならないっていうふうになってくると、我々の手ではとてもじゃないけれどもできない話なんです。ですから、その辺もお考えになって、できるだけ若い人にメンバーになっていただくように、村長のほうからもいろいろとお話しになっていただいて、ぜひ、公募してでもいいですからお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先日29日に、環境省それから県、あと環境政務官、森下千里政務官がいらしたときに、サガ隊長からの意見交換時の発言の中にもございました。やはり隊員高齢化と若手ハンターの育成、あと平日に活動できる隊員の不足があるので、そちらに対してのいろいろな施策、そして隊員の安全確保と補償制度の充実とか、あと一般住民の理解と情報発信ということでいろいろお話がございましたので、これを踏まえながら課といろいろともんで、これからの対策に努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今7人の方が銃器を持てるような状況になっていきますけれども、この銃

器を持っている方たちも、あるいは持っていない方も、実施隊の中には入っておられます。そして、わなもかけられます。

今この実施隊のメンバーは非常勤なんですよ。非常勤公務員というのですか、我々は。そうですね。この非常勤公務員の肩書を頂いている我々がもしけがをしたとき、そのときの補償というのはどのようになっているのでしょうか。その辺、お聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 産業振興課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） お答えいたします。

議員並びに実施隊の隊員につきましても、非常勤の特別職という位置づけとなっております。村の条例の、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、こちらのほうで補償が定められている形と、現状となっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これまで実施隊の中で、けがをなさった方が2人おられます。そのときの状況、そしてそのときの補償、どれぐらいあったのかお聞かせ願いたいんですが。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） すみません。当時のそういう詳細につきましては、私のほうでちょっと認識しておりませんでした。

なお、先ほどの非常勤の特別職の公務災害補償とは別に、猟友会のほうでかけている保険、あとは村の協議会といたしまして独自に、実施隊の方を対象にした、個人のけがに対する補償であったり、そういった保険には加入のほうさせていただいているところでもあります。

以上です。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） もしけがをして、1週間病院に通いました。そのときの補償、その保険、あるいは今言った別のほうのやつも合わせてどれぐらいになるかっていうのは、1日どれぐらいになるかというの、計算一応できていますか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず、村の協議会のほうでかけさせていただいている総合生活保険、ハンター保障、こちらにつきましては、けがをして通院した場合1日当たり2,000円、限度の日数が90日となっております。こちらで、入院の場合につきましては同じく1日2,000円で、180日間までみられるというものでございます。

けがをした場合は、そちらの保険と、ハンター協会のほうは、こちらにつきましては死亡等した場合の見舞金の保険契約となっております、非常勤職員の先ほどの公務災害補償につきましては、負傷やけがや病気等をした場合については、治療に要する費用が全額支給されるというような内容のものとなっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 11月21日の新聞に山形県の小国町の件が載ったんですけれども、休業補償が1日2,388円、大衡の場合は2,000円ですけれども、こちらより少し高いわね。こちらのほうがね。ここで、この計算の仕方っていうのが書いてあるんです。それはどういうことかっていうと、年額報酬や出勤報酬、この月何日ぐらい出たかって、出勤報酬です。それだけなんです。それで1時間当たり幾らにするかっていうことを決めるらしいんです。そうすると、1時間当たり275円になるんです。ですから、ここに、2,388円というのはそこから出てきているらしいんです。

ここに、今度は別のことで書いてあるのが、消防団のこと書いてあるんです、消防団のこと。同じ非常勤公務員なんですけれども、消防団の場合は、日当やそれから報酬、まるきり違います。この実施隊とは。それから、共済契約なさっているらしいんですよ。ですから、ある程度の保障が出るらしいです、消防団員の場合は。

これから見ると、私らが初めてこの実施隊に辞令を頂いたときに、当時の村長から、消防団員と同じだよって、軽い気持ちでひょいって言われたんです。この差を見ると物すごい隔たりがあるんじゃないかというふうに私思うんですけれども、その辺いかがでしょうか、村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 現状、今このような状況になって、やはり様々考えさせられることがございます。

今までの状況ですと、やはりある程度ハンターの方々、趣味の世界から入っていているという方が多くございましたけれども、今の現状、この現状を鑑みますと、やはりそういう状況ではなく、様々本当に毎日のように、仕事の合間といいますか、仕事を

日中持っていて、朝晩いろいろなことをしていただいている。そここのところの状況を踏まえますと、様々今後改正の余地といたしますか、様々考えなければいけないことが多々あるんだと今考えているところでございます、今後いろいろと協議をしていきまして、その旨で、また新たにいろいろお示ししたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） すみません。先ほどのいろいろな補償関係で補足といたしますか、先ほど申し上げましたのは、あくまでけがなり病気をして病院に通院したり、入院したときの1日当たりの補償っていうか金額っていう、保険金額っていう形でのご回答でして、今文屋議員おっしゃる、それが原因となって仕事を休まれたときの休業の補償についてはまた別な計算になっておりまして、こちらについては今文屋議員おっしゃるとおり、例えば実施隊の方であったり消防団の方、日中仕事をされている方がほとんどでありますので、その方の勤務形態、年間の収入額であったり月収によって、これはちょっと変わるものになります。それは、村で契約している町村会なり保険会社のほうで算定をされますので、一律に幾らっていうような計算はできないんですけれども、例えばその算定上げが、病気をされて数日間仕事を休んだというようなケースの場合で、月収が例えば20万円認められたというか算定されましたというような場合につきましては、その60%が休業補償という形で、現在の制度では支給をさせていただく形になります。月収20万円で算定されますと、1日当たり4,000円というような計算結果になるというように形で、繰り返しになりますけれども、けが、病気で通院なり病院にかかった費用と、それに伴って何日間か仕事を休んだ場合の休業のほうの保険金というのは、ちょっと計算方法なり算定方法が違うということを、補足でご説明させていただきます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 休業補償については、また別の計算がありますというのは理解しました。

ただ、安い。なぜ私安いって言うかっていうと、私は一度交通事故に遭ったことがあります。それは100%相手が悪かったです。ですから、私が病院にかかる費用は全部向こう持ちです。もちろん保険で出るんですけれども、向こうの保険から出すんですけれども、そのときの休業補償は8,000円です、休業補償。むち打ちになりました。後ろからぶつかられたもので。それを治すのに、整体しに行きます。整体しに行くのも全部向こう持ちですし、そのときもやはり8,000円出るんです。

ですから、ちょっと4,000円というのは、とてもじゃないけれども、この方もやはり

2年3か月後にその決算をされてもらったそうですけれども、とてもじゃないが合わないということで、町を相手に訴訟を起こしているんです。足りないということで。その間しかあげませんよと。今までの決算で、2年3か月間しかあげませんよと。

この方、膝をやっつけたんです、弾で。ですから歩くのが大変なんです。仕事もできなくなっちゃった。ですから、とてもこれでは合わないということで、町を相手に訴訟を起こしているんです、この人は。ですから、この新聞で見ると、こういうふうになると必ず訴訟というのは今から出てくるっていうような状況になってくるっていうことを警告しているのです。ですから、その辺もしっかりと考えて、もう少し、けがしたときの補償というのはもっとやっていかなければならないのではないかと私は思います。

それから、本当はこれ自治体がやんなきゃねえんだよ。自治体が本当はやんなきゃねえの、これ。そういう答え、お話、私のところにどんどん来るんです。何でハンターにだけみんな丸投げしてやっているんだっていう、自治体でやったらいいんでねえの、役場の職員でやれって、そう言う人も中にはいるんですよ。ですから、そういうことをもう少し考えてやっていただければいいというふうに思います。

それで、時間もあれですので、次に移りますけれども、ガバメントハンター。

先ほど村長、29日のお話ししましたよね。あの時にガバメントハンターの話もしましたよね、後から。今このガバメントハンターというのを実際にやっているところというのは、大河原の振興事務所なんです。今9人でやっています。9人の方が会計年度任用職員でやっているのです。身分をしっかり保障されて、そしてやっているんです。今の実施隊のように、そんなぐらぐらしたところでやっているのではないんです。もう、きちんとしたところでやっているんです。ですから、こういうガバメントハンターとしてのお仕事もやれるんです。それを実施隊のほうにみんな丸投げで、実施隊をつくってそっちに皆丸投げして、そしてやるっていうこと自体が本当はおかしいのではないかって言う住民の方もいらっしゃるんです。その辺、村長はどう思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） まだまだ、やはり本町においてそのようなガバメントハンターの構築ということは、なかなか人数的な部分、あと経験、様々なことがありますし、大河原の、先日29日には大河原の方々が来ていただきました。やはり警察官のOBとかそういう方々がそのような形になっているけれども、そこにもなかなかこれから難しいという、人員がなかなか、人員不足ということが今大変な状況になっているということもお話を

聞いたところでございますので、今後いろいろな問題点を、一つ一つクリアしながら考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、最後にいきます。

柿や栗の木、個人負担なしでできないか。私19日に出したものですから、何ら村ではそういうことを発表もしないし、何やっているんだろうって。

一番最初にこの柿や栗の木を個人負担なしでやりますよって言ったのが富谷市なんです。もう富谷市長、自分の考えであんなことしたのかっていうことを、私12日に市議会議員とちょっとお話しする機会がありまして、聞いてみました。いやいや文屋さん、それね、ちゃんと臨時議会開いて、そしてちゃんと決めたんですよ。議会の承認を得て柿や栗の木、来年の1月10日まで申請出してくださいと。そしたら市で全部引上げますよってというお触れを出しているのです。村でできなかったの、それ。村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 富谷市では、市長と私も会う、11月の初めに会う機会がありまして、そのようなお話を伺ったところでございます。

私競争というか、一番先に、必ず1番でなければならないということはないと思います。そんな中で、すぐに、様々なところ、課に、こういうことはできないのかっていうことで、課内でちゃんともむようにということの指示もしているところでございますので、そのところは、どっちが早くて、何もしていなかったのかっていうと、そこは違うということをご理解していただきたい、そのように思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） それは違う、村長。違う、それは。何もかにも1番でなきゃ駄目だとか、そんな競争のあいつじゃない、これは。もう緊急なんだから。富谷であの発表あった後に、私のところにわんさわんさと来るんです、電話。何でやらないんだって。村でやるのかやらないのかって。いや、私のほうからやりますとかやらないとか、そんなこと言えませんか。何もないですから、指示が。

ある人は、役場の職員から、もしかしたら村でやってけるかも分かんねえから待ってけらいんって言わったんだって。切んの。1人の方は、村でまだそういうことしていませんって。やってねえからしてねえって言うよね。だから自分で切ったんですよ、その

人は。その切った後に、その場にまた熊来ているんですよ。緊急事態宣言していながら、そういう1番になんか駄目だとか何とかってそんなことではないと思う、私は。それよりも、せっかく黒川4市町村というのが一緒になっている事務組合もあるんだから、そういうところで問題提起して、一緒にやりませんかって声かけするぐらいの気持ちでなきゃ駄目でしょうよ。私はそう思いますけれども、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 1番なんかとかという、私の意図とはまた違って、捉え方がちょっと違ってたのではないかと考えていますけれども、言ったほうが勝ちだとか負けだとかっていうんじゃないで、緊急事態宣言の時期ですから、そのところはちゃんとしなきゃいけないということを十分私も踏まえてございました。

そんな中で、やはり課内にも、きちんとした対応をしなきゃいけない、また切った人にも本村としては、もう切ってしまった方にも補償をきちんとするという形で、皆さんのところにこのチラシのほうお渡ししましたので、そのところはご理解していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 理解はしますけれども、そういったこと、私言っているのはね。どうせここまでやるんだらもっと早くやりなさいということ。もう少し。栗原市では専決処分で行っているんですよ、これ。分かっていると思うけれども。すごいよね、この市長。大衡村とここ、規模はまるきり違うんだけれども。

見回り1,500円、私たちもそうです、1,500円もらっていますけれども、6,500円に上げるんだよ。熊1頭捕獲したときに5,000円の奨励金出していたんだけれども、2万円に上げると。4倍に。それから、柿の木や栗の木、そういうものを伐採するのに2,000万円の予算付けた。すごいよね。200万円もあったらこいつ、大衡大体できんじゃないかな。 だりなんだりあんたは何でできないのやって言っているんですよ、皆さん。今は皆さんあのチラシ見ましたから安心してはいますけれども、あのチラシ見る前はけんけんごうごうだったの、私のところに。そういうふうになっていますので、その辺もしっかりと理解していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 緊急事態として、遅かったと言われればそうかもしれませんが、対応のほうはきちんとした形で現場のほう、やはり職員のほうも携わってきちんとやっ

てまいりますので、今、昨日の申請も、切ってほしいという方が20件で、60本ということ、申請ありました。既に切った方は7件、そして18本ということがありますので、これからそちらのほうも随時、適宜に対応してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 最後の質問にしたいと思えますけれども、村長はいつも私たちの顔を見ると、いつもどうもご苦労さんです、いつもすみませんです、本当にありがとうございます、感謝を申し上げます。幾ら感謝しても、なかなか我々の待遇変わらないんですね。少し考えてみてくださいということを最後に申し上げて、終わります。

以上です。

議長（高橋浩之君） 答弁は。（「要らないです、区切りいいすべ」の声あり）

以上で、文屋裕男君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開を2時40分といたします。

午後2時25分 休 憩

午後2時40分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の方に申し上げます。お静かにお願いします。

通告順位4番、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 通告4番、石川 敏であります。

私は、農業施策の取組、それから熊による非常事態への対策、この2件について質問をいたします。

まず、最初の1件目、農業施策であります。

農業の振興につきましては、これは全国どこでも同じ傾向でございます。大変難しい問題を抱えております。高齢化による働き手が不足、それから生産基盤である農地、これについても近年は、集約化はされておりますけれども、やはり荒廃も進んでおります。さらに最近、昨年からですか、米の政策も変わってきております。従来までの減反政策から増産計画ということになったと思ったら、また来年度は変わってくるような雲行きであります。そういうことで、様々な課題を抱えている現状下でございます。

村におきましては、本年の3月に農業の地域計画、これを策定しております。将来の村の農業の在り方、どういう方向が望ましいものか。そして、担い手の農家、農用地の利用、これらの現状を踏まえて、様々な各種の計画の目標を定め、農業の課題に取り組んでいるところでございます。

現在、役場庁内の機構再編、来年4月から実施する予定でありまして、本定例会に、課の設置条例など関係条例の改正が提案されております。

農業につきましては、現在産業振興課でございますけれども、これを、農業部門と企業立地商工部門を分離いたしまして、農業につきましては農業振興課ということで再編する計画でございます。従来の、何年か前ですか、ありましたんですが、農業関係の専門の課が復活するということになる予定でございます。

そこで、農業振興策について何点か伺います。

まず最初は、今回策定しました地域計画における農用地の集積目標を定めております。そのための具体的な取組、どのように進めていこうとしているものか、まずそれについて伺います。

次、2点目は、農地の問題でございます。近年の減反政策、長年にわたる減反政策によることが大きいのかと思うんですけれども、農地の荒廃それから耕作放棄地、遊休農地、こういったものが増えている傾向であるというふうに思われます。農地の保全、それからこの耕作放棄地、これは大きな課題となってくると思います。現状でもそういう状況でございます。そういったもので、その対策として、具体的にどういった方向性を考えておられるのか伺います。

次は、働き手の問題でございます。農家の方々、担い手が高齢化しております。それと同時に、働く人そのものが減っております。農家の働き手が。これも大きな課題であるというふうに考えます。これから農業に関わる働き手、担い手対策、村としてどのような支援策などを考えておられるのか、そういったことも伺います。

あと、4件目としては、その村の様々な、今現在やっておられる各種の農業振興の補助事業の在り方でございます。現在、村の農業関係の補助事業、たくさんあります。種類は相当あります。30ぐらいあるのでしょうか。多岐にわたっております。この補助事業の在り方については、私も過去にも質問しておりますけれども、もっと農業者にとって、皆さんからの要望に応じたような、あるいは対応しやすいような弾力的な運用、予算の運用の仕方もできないものかどうか。過去にも質問しておりますけれども、そうい

った部分、制度的にもうちちょっと見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上が農業関係の質問でございます。

次に、2件目の、熊の対策であります。

熊の対策につきましては、先ほど文屋議員の質問もございました。それから明日、早坂議員も熊関係の質問がございます。

最近、今年になりまして熊による被害、全国各地で多く発生している状況でございます。本町におきましても、人的被害も発生しております。

この熊の出没、日常の生活圏で頻繁に見受けられるような異常な事態、大衡村だけではございません。そういう状況になっております。こういった中で、村でも10月に異常事態宣言を発令して、様々な対策に当たってきております。その具体的な内容について伺いたいと思います。この辺は先ほどの文屋議員の質問と重複する部分がございますけれども、一通り質問したいと思います。

まず、今年に入ってから現在まで、村内における熊の出没の箇所、場所、それから件数あるいは被害状況、捕獲頭数、どのような状況になっているものか伺います。

次に、有害鳥獣対策でございます。これにつきましては、従来からイノシシの対策をやっているわけですが、今の熊の問題が出てきてから、なおさらこの鳥獣被害対策実施隊の皆さん方に、その対応に当たっていただいている状況でございます。今年度に入りまして、その実施隊の方々の活動、かなり増えている状況ではないかというふうに思われます。現況としてどのような状況になっているものか伺います。

それから、3点目は、わなの管理でございます。イノシシそれから熊の捕獲用としてくくりわな、箱わな、実施隊の方々に、その作業に当たっていただいております。このわなの設置の状況、それから管理、どのようになっているのか。これも先ほど質疑ございましたけれども、そういう状況について伺います。

それから、4点目としては、10月に非常事態宣言を発令していろいろな対策に当たっておりますけれども、具体的なその取組の内容、そして熊の問題について、これからどのように対応していくのか。短期の対応策ではないと思います。ある程度長期にわたる対策が必要になってくるのではないかというふうに考えますので、熊の対策について、これからどのような姿勢で村として臨んでいくか、その考え方を伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 石川 敏副議長の1件目、農業施策の取組を問うとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、地域計画における農用地の集積目標と取組の具体的内容とのご質問ですが、地域計画では、一度策定して終わりとする性格のものではなく、地域の農業関係者、認定農業者、農業委員会、関係団体等との協議を継続し、目指すべき地域農業の将来像を不断に具体化していく、言わば更新型の計画であります。村においては、持続可能な営農体制の確保に当たり、農地の散在化・所有者分散が課題となっているところでもございます。

このため、法人経営体及び認定農業者への農地集積を一層推進し、将来に確実に残すべき優良農地に対して、農地利用を集中させ、団地化を図ることを基本方針としております。

現状の農地集積率は56%ではありますが、計画期間10年間の集積率目標を69%と設定し、農地中間管理機構との連携の下、遊休化の抑止及び営農規模の適正化を進める考えであります。

次に、2点目の、農地の環境保全対策及び耕作放棄地等対策の具体案との質問ですが、農地中間管理機構いわゆる農地バンクの活用については、農地の受委託の円滑化のみならず、不整形農地の整理、整形化、大区画化の促進、さらには水路・農道など基盤整備との一体的実施が重要であります。

村においても、効率的な農作業体系が確立されるよう、機械の大型化に対応可能な地形・区画形成について、国の補助事業等を活用しながら進めてまいります。

次に、3点目の、農業担い手の確保対策及び支援策とのご質問ですが、持続的な地域農業の維持には、担い手の確保が不可欠であります。

村においても後継者不足が顕在化していることから、担い手確保対策として、これまで新規就農者に対する補助金制度を活用しており、今後も新規就農者向けのPR等も行ってまいります。

また、支援策として認定農業者に対する研修機会の提供、営農技術向上支援、環境整備及び補完的支援を継続して実施していく方針であります。

経営改善、スマート農業技術の導入など、経営体の競争力強化に資する事業についてアンテナを高くし、地域内の担い手基盤を着実に強化してまいります。

次に、4点目の、村単独各種農業振興補助事業の内容の見直しはあるかのご質問ですが、現在の補助事業は28メニューがあり、120件ほど活用されております。現時点においては、見直しを考えておりませんが、村としましては、今後とも現行制度の安定的運用を確保しつつ、利用者の実務上の負担軽減や手続の柔軟化に配慮しながら、必要に応じて運用改善を行い、各種施策を総合的に推し進めることで、農業構造の強靱化と持続可能な営農環境の確立を図ってまいります。

次に、2件目の、熊による非常事態への対応策はとのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、現在までの熊の出没箇所、件数、被害状況、捕獲状況とのご質問ですが、出没箇所、件数、捕獲状況については、文屋議員への答弁のとおりであり、被害状況については、人的被害が1件、リンゴ、柿、栗などの果樹木の食害も発生しております。

次に、2点目の、鳥獣被害対策実施隊の今年度における活動状況とのご質問ですが、活動内容は延べ日数で、見回りが687日、わなの設置・撤去が214日のほか、止め刺し、解体処理等、予察捕獲、会議その他となっており、今年度はご承知のとおり熊の対応により、わなの設置・撤去、解体処理の件数が大幅に増加してございます。

次に、3点目の、捕獲用わなの管理及び設置状況とのご質問ですが、今年度、既存の3基に加え、箱わな2基を追加購入し、計5基の箱わなを設置して対処しております。

次に、4点目の、非常事態宣言における取組内容と今後の対応策との質問ですが、村では、10月28日に非常事態宣言を発令し、職員による小中学生の下校時間に合わせたパトロール、防災行政無線、SNS等による注意喚起、警告看板の設置、わなの追加設置、熊対策用品の配備を実施いたしました。

今後の対応策としましては、県における熊の緊急対策を受け、村内の柿の木等の不用な誘因木の伐採を実施してまいります。

村としましては、引き続き、総合的な熊対策に取り組み、村民の安全確保に努めてまいります。

以上になります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） それでは、再質問をいたします。

まず、1点目です。農業関係でありますけれども、農地の集積の状況でございます。

先ほどの答弁では、現状の集積率56%、それから目標が69%ということの答弁でござ

いましたけれども、具体的に何件といたしますか、何人の農家の方々からそういう認定農家なりあるいは組合なり、法人なりに集積されていると思うんですけれども、パーセントじゃなくて具体的な人数、それから面積、どのような状況でしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 産業振興課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） お答えいたします。

まず、個人から認定農業者への集積状況であります。個人135人から63の認定農業者の方に集積が現在かかっているような状況で、面積は202ヘクタールとなります。

続きまして、個人から法人に対して集積がかけられている状況が、個人156人から4法人、面積は177ヘクタールでございます。

合計して、291名の方が認定農業者ないし法人のほうに集積がかけられているという状況で、全体の面積といたしましては379ヘクタールとなっております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今答弁ございましたけれども、56%ということで、半数を超えているわけですね、現状でもう既に。農家の数、人数といたしますか戸数も年々減少している傾向にあると思うんです。この合計で、委託した側が291ですか。トータルで、合計で。受け手側が、個人なり法人なりそういったところが67ということで、大分この数が、実際に農業経営に携わっている方が、人数、戸数としては大分減少している状況ですね、現状としては。

これを、これから10年間の目標で69%までということで、さらに13%ぐらい引上げる計画でございますけれども、それに当たって、具体的にはどのようなやり方、手段でそういうところまで持っていこうというふうに考えておられるのか。具体的にです。その辺はどうなのでしょう。課長答弁でも結構でございます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 具体的な内容と、あと2点目の敏議員の環境保全なり耕作放棄地の対応も含めてなんですけれども、今現在経営を移譲されている認定農業者なり法人の方についても、村長答弁されたとおり、耕作している農地が点在しているような状況にありますので、こちらを集約化できないかというようなことを、村の農業委員会のほ

うでも、総会のほうで話題となっているところでございます。

また、こちらも村長答弁しましたとおり、農作業を受けている認定農業者なり法人につきましても、機械が大型化等されておりますので、実際に耕作しているその農地を大型化するような、団地化を図ることが必要であるというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 受け手となっておられるこの認定農業者あるいは法人関係、実際にはやはりそれらの方々だけで村の農地を一手に引受けてやるということは、実際問題難しいと思うんですよね。ある程度は現状の今の農家の方々に、自分で耕作経営可能な方はなるだけやはり継続的にやっていただくということも必要だと思うんです、現実的には。

ですから、委託して作業、農地を委託に回しても、その場所も問題ですよ。受け手側から見れば、いろいろなところに分散していると。作業効率も、大衡村の農地の現状を見れば、基盤整備もされていないし、そういうことで不利な条件であります。ですからそれを、農地をある程度、本当の意味での集約をされないとなかなか効率は難しいと思うんです。

ですから、なおさらその集約を進めるためにも、農地そのものを個人からただ受けてもらうことだけじゃなくて、さらにそれをある程度の区域に同じ経営なさる方がまとめることができるような対策、政策ないものか。農地として整備するような、可能な部分。これ基盤整備となってくるとかなり難しい状況もありますけれども、村の今とおられるいろいろな補助制度の中で環境整備、単独の、村のことやりますけれども、その辺をもう少し発展させて、何とか違う方向に持っていくような、誘導するような考えというのはないでしょうか。どうですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 現在の大村の環境整備の補助事業につきましては、ただいま石川議員おっしゃるような20ヘクタール以上の区画整理、圃場整備には該当しないようなものを補助していくというような観点で創設されたものとなっております。

また、石川議員も今おっしゃるとおり、引受ける認定農業者なり法人が耕作しやすいような農地というのは、繰り返しになりますけれども、大区画化なり団地化されることが望ましいというふうに我々も感じております。

まだ、これは国のほうも、令和8年以降につきましては、その面積要件になる圃場整備のほかに、もうちょっとちっちゃい面積での大区画化につきましても支援をするというようなメニューも出てきておりますので、こちらも村長答弁しましたとおり、その辺アンテナを高くして、そういった国、県ないしの補助事業を活用しながら農家の皆さんを支援していければというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 村長答弁の中で、農作業体系、機械の大型化、そのための地形なり区画を、そういった対象となるような国の事業が令和8年度から出てくるような話もありますが、やはりネックとしては、ある程度の農地そのもの、本当の意味での集約、経営なさる方が分散しないような、農地が何か所にも、そういうような対応ができればいいのかというふうに思いますので、こういったことで、来年度からそういう制度が新しく出てくるということであれば、現状の畦畔撤去なり何かだけにとどまらず、もう少し大きな意味での、小さな区画整理みたいな感じでの進め方もぜひ考えていけば農家の方々のためにもなるかというふうに思いますので、ぜひこういったことを、村ももちろんでしょうけれども、農業者なり農業委員も、そういった方々の意見も伺いながら、こういった姿が望ましいのか、皆さんの意見も聞きながら、村としてまとめていただきたいというふうに感じるわけですが、どうでしょう。村長、お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今の現状、56%というふうにお話ししました。10年をかけて69%にするという目標を立てております。その69%になるまでには認定農業者の方々、あと法人の方々、様々な方々のやはりいろいろな協力がなければできないことでもあります。そのところも農業委員会、様々な方々の現場の声をきちんと集約しながら69%まで持っていく、そして残りの31%ぐらいは、やはりまだ自分の機械がある、もう少し自分でもできる、そういう方々がきちんとできるような形で、集約をどんどんしながらも、またそういう方々にも様々なメニューがありますので、そのメニューを使っただきながら、その機械、自分が農業を辞めると思えるぐらいまでその支援をしていっていきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 専業農家だけでなく、兼業で農業を続けられる方もやはり大切だと思

うんです、現実的には。やはりそういう方々も、やっていただく方がいないと、本当に耕作放棄地になってしまいますよね。誰も受け手がいなければ。ですから、そういうことで、現状の兼業農家の方々も対応できるような制度なりなんなりを、やはり村としても考えていっていただきたいというふうに感じるんです。

やはり農地保全、水田が一番多いんですけれども、本当に荒れていると思いますよね。最近の状況を見ると。ここ数年、特にそう感じます。どう思いますか、村長、その辺は。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私も村内一円歩いてみますと、やはり地域的な部分とかもあるんじゃないかというふうに感じるところもあります。

先ほども申したように、大きな認定農業者の方、法人の方だけに様々なことをするだけでなく、やはり69%まで行く前の31%の方々、兼業農家の方だったり、あと趣味として農業のほうをずっと続けていきたいという方々、誕生日訪問でもお伺いしますと、やはり自分の体が動く以上、リハビリとしてこの農業、あと牛の世話、色々やっていきたいという思いの方がいらっしゃると思いますので、そういう方々にもきちんとした支援はやってまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） やはり農地の保全、本当に大事な作業になってくると思います。

今現在、各地区に農業資源保全会が結成されまして、活動しておられます。道路だったり、水路だったり、河川敷とか、様々な場所の草刈りとかやっていますけれども、入っている構成の方々は農家の方ですよ、全員。多分、ほぼ。

ですから、でも地区によっては、農家の方だけでは手に負えないような状況に、もう既になっていると思うんです、既に。農地を委託している人は自分で経営、耕作していませんから関係ないと、入れば、そういう方もおられると思うんです。ですから、やはり農家の方以外に、農家以外でも、保全会を主体にして、その周辺の農地なり水路なんかも同じですけれども、やはり管理できるような体制づくりが大事なのかというふうに考えるんです。農家以外の方でも参画できると。制度的にはどうか分かりませんが、やはりそういう方向を考えていかないと、本当に何年か先、難しくなってくると思います。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 保全会の、今のお話だと思うんですけれども、地区によっては、農家

以外の人が入っているところもあります。実を言うと、もそうです。私の家
でも2人で出ています。やはり草刈り、様々な保全、掘払い、様々なところに入って活
動していますので、地区によってそれぞればらばらなんですけれども、そこを統一でき
るかという、そののところも地域性だったり様々なところがありますので、昔からや
はりそういう形でやっていると、それが当たり前みたいな形になっていますけれども、
そういう部分を、今後やはりあとは高齢化、やはり機械を持ってとか、80、90の方々に
それを、どうしても義務的なあれで出なきゃいけないんじゃないかとかっていう形で出る
方々もいますので、今は、そういう方々には無理して出なくていいというようなお話し
を地域の中でもさせていただいて、やはりできる方々が皆さんで地域の保全、耕作
放棄地、様々な地域のやはり荒廃を防ぐために、そのような形でやっていくっていう気
持ちを、愛護の気持ちといいますか、そういうことがこれからも伝わるような形で、い
ろいろお話ししていく機会を設けたいとも思っています。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 地区によって、農家以外の方もそういうことで参画している地区もある
ようなんですけれども、やはり皆さん、みんなでまとまってその地域の農地なり、農地以外
もですよ、やはり環境を守っていくんだっていう意識を持ってもらうことが本当に大事
かというふうに感じますので、ぜひそういう方向で何らかの、今の耕作放棄地、遊休地、
これはイノシシとか熊の出没にも関わってくるんですよね。現状はそういう荒れている
ところが多いものですから。ですから、そういった場所を、人が生活する場所と獣が生
活する場所との区別が今なくなってきていますので、非常に大事なことだと思うんです。
ぜひ、そういった方向を今後も考えていただきたいというふうに感じます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり耕作放棄地、遊休地、そういうものを少しでも増やさないと
な、やはりそういうような形で、またいろいろすみ分けですか。農地とそこの農地でな
いところのすみ分け、それが様々な鳥獣対策、そういうことにも関わってきますので、
また前に、鈴木議員でしたか、お話あったように、ナノハナを植えたり、フラワーパー
クのようなそういうのも必要、田んぼをつくらなくなった遊休農地とか、そういうとこ
ろにそういうようなことを、コキアとかそういう手のかからないものを植えることによ
って景観をよくするっていうようなこと、取組も、フラワーパークみたいな形で、各地
区にそういう場所が1か所ぐらいできて、すばらしい大衡を創る協議会という会がござ

います。今はポットに入れた様々な花壇への植栽というか、そういう形になっていますけれども、遊休農地とかそういうところにフラワーパークコンテスト、そういうのも、これから考えていくのも一つ皆さんで考えられることではないかとも思っているところでもございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 次に入ります。補助事業の件でございます。

先ほどの答弁で、村のいろいろな補助事業、28種類があって、120件ほど活用されているというような答弁でございました。これも、一つ一つの事業ごとに全部細分化されているような現状なんですよ。

これ、前にも質問した経緯があるんですけども、個別個別、始まった年も年度も変わって、ずっと追加して、ずっと増えている状況にあるように感じます。やはり内容を見ると、目的別ぐらいに集約化して、もう少し大きくくりで補助事業の内容をとって、予算もですよ。そしてその中から選択、個別の事業を選択できるようなこの進め方できないものかというふうに前から思っています、これは。いろいろな農業の生産、施設に関するような補助事業の内容もありますし、あるいは作目、様々な作目ごとの補助事業もございます。それから、経営内容に関わるような補助内容もあります。あと、農業団体の育成に関するような事業、有害鳥獣対策もここに入っています。あと、畜産関係の各種の補助事業。大きな枠でもう少し再編成し直しして、その中に個別の補助事業のやつをメニュー化してできないでしょうか、これ。

使う、利用される農家のほうから言わせれば、一つ一つの単体の事業目的なんですよ。ですから、何かって言うと、予算がこれしかないとか、難しいんですとかっていう話が言われるようです。ですから、もう少し弾力的な運用ができないものか。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど答弁しましたように、今のところは、この28あるメニューの中を集約するという考えはないということが、最終的な答弁の答えになるところでございます。

私も、これ石川議員から質問を受けて、何とかそれができないものかって考えたときに、農業用ビニールハウスの設置と環境整備支援事業、環境整備の中にこれを入れるとか、そういうことはできるのかとか、あとそれぞれ曲がりネギとか、様々な柿とか稲作と

かいろいろあるんですけども、それを集約することによって、金額的には上がって、全体の予算になりますから、それでメニューをすると、そこのところがいいような形に働くかどうかというのを、やはりもう少し時間をかけてこのところは、この事業を使っているいろいろ施策、120件ほど活用されていますので、その方々のご意見を聞きながら、集約すると逆に自分としてどこに行ったらいいか分からなくなるとか、様々なことがあるかもしれませんので、もう少し時間をかけて皆さんからご意見を頂いて、そんな中で、その集約ができるかできないかも考えてまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 例えば畜産関係の事業ですとか、8件あります、8件。数として。これ相当、昭和の代の、かなり前からずっと同じ内容でやっているのもあるんです。だから、そういうやつを見ると、予算的にも数万円です。10万円以下です。ですから、効果ということ考えた場合どうなのか。やはり30年も40年も同じような内容では、状況変わっていますよね。ですから、今度農業振興課になるわけです。それも一つのきっかけ、契機として、その辺もう一回見直し、原点に戻ってやったらどうでしょうか。

これ、多分ほとんど村単独の事業ですよ。国県補助金入っているのも一、二あるかもしれませんがけれども、ほとんど村単独の事業です。ですから、自分たちでやるとなれば可能だと思うんです、変えることは。ぜひそういう方向で新年度の予算編成も、今作業中かもしれませんが、ぜひ変わった形で令和8年度の農業政策に取り組んでいただければというふうに感じるんですけども、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今石川議員がおっしゃったように、今回機構改革によりまして、農業振興課という農業に受重点を置きました課を設置することになりそうでございます。そうなったときには、やはりこの件数なんか見ますと、1件とか、ゼロとか、その件数の関係も全然、本当にこれでいいのかという形になりますので、そこのところも専門的な知識として、専門の感覚において、そのような集約ができるものか。

やはり先ほども言いましたけれども現場の声、皆さん、活用している方々の声を聞きながら、そのような形でやっていけるかどうか判断してまいりたい、そのように思っています。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひそういう方向で、村長、来年度4年目になりますので、次に向けて、やはりそういう方向で、具体的に新しい道を考えていただきたいというふうに思います。

次に、熊の関係に移りたいと思います。

先ほど、文屋議員からお話がありました。この有害鳥獣駆除対策の実施隊の方々
に当たってもらっているわけですが、イノシシそれから熊対策です。今の非常勤、
特別職という待遇だということですが、具体的に今現在隊長それから隊員の方々の
報酬というのは、私見ました。一覧表です。これ、年額です。隊長が1万円、副隊長
が8,000円、隊員が5,000円と、これ年額の報酬というようなことですが、この辺
はどうなのでしょう。やはり見直すべきではないのかというふうに思うんですが、
よその市町でも、改定しているところも既にございます。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今年度このような状況になりまして、そのことも踏まえながら、来年度
どのような方向になるかは分かりませんが、様々これからその方向性としては
考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ということは、前向きに今考えているというようなことで理解してよろ
しいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 前向きに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） この活動状況を見ますと、人数それから日数、かなり増えていますよね、
やはり。特に熊が出てからはなおのことそうだと思うんですが、この年額の特別
職の報酬、あと別に手当ございますよね。様々な、処理した場合のわなの見回りとか何
とかの手当て、これもどうなのでしょう。今までイノシシを主にしてやった手当の金
額だと思うんですが、中には熊も入っていますし、大体同じ金額ですよ。イノ
シシと熊とまた違う部分もあると思いますので、これもやはり考える必要があるのかと
いうふうに思うんですが、こちらはどうでしょう。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） こちらについても様々、本当に、ボランティアに近いような感じの金
額になってございます。

私も熊の処理の現場を、分野議員もいらっしゃいましたけれども、その現場を見させていただきました。本当に皆さんで自分の役割を一つ一つこなしながら、1時間半から2時間かけて処理をするわけでございます。そこを、もう本当に現場を見て、この状況を、本当に誰もができることではないということを実感したところでございますので、そちらについても前向きな方向で考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） ちょっとお待ちください。

傍聴人の方で携帯をお持ちの方、マナーモード並びに、一応ここは、携帯は持込み禁止というルールがございますので、ご理解の上対処をお願いします。

一般質問を続けます。石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひ手当についても、そういうことで見直しを考えていただければというふうに思います。

やはり現状を見ますと見回り、わな設置、撤去、日額3,000円、あと止め刺し3,500円。なかなかこの金額、1日とは申せ、あと止め刺しについては熊1頭3,500円、イノシシも同じですよ。かなり危険性の伴うような作業でございます。よその市では、栗原ですか、2万円でしたっけ。5,000円から2万円という、そういうようなところもあるわけです。既にもう引上げたんですかね。予算化して、補正組んで。ですから、早々とそういう対応をとっている市も、自治体もあるわけですので。

これ、熊もイノシシも1年、2年で多分終わらないと思います。ある程度継続的に対応せざるを得ないと思いますので、実施隊の方々をお願いする部分、重要でございますので、ぜひそういう手当面も考えていただきたいと思います。改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほどもお話しいたしましたがけれども、やはり現場は本当に、またその方々は、日中の仕事も持っている方々もいらっしゃいます。それで、ほかパトも、夜中の2時、3時にも携帯が鳴るわけです。わなに入ったとき、そのメールも来るわけです。やはり睡眠不足になる部分もあるのではないかと、様々考えているところでございます。

処理についても、仕事をする前に止め刺しして、運んで、あと帰ってきて、仕事終わって、夕方6時ぐらいから今度は解体作業ということで処理をするというような、何か時間のルーティーンがあるわけでありまして、そこのところを、やはりここはそのままにするわけにはいかないということで、課のほうに指示をしているところでござい

す。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ぜひそういう方向で考えていただきたいというふうに思います。

それから、この熊、イノシシも同じでしょうけれども、やはり絶対数が増えているんだと思うんです。従来から比べて。ですから、これは難しいですけども生息の状況、個体管理、果たしてどこまでできるかは難しいと思います、これ。一つの自治体としては。

ですけども、やはりそういう方向性をきちんと把握しないことにはなかなか対策、どういった対策を立てるかというのは難しさがあると思うんです。多分国とか県の方向で、そういう個体管理の仕方が出てくるのかと思いますけれども、やはり村としても、そういうことで、どういったところに生息しているのか、あるいは何頭ぐらい生息しているのか、その現状の把握っていうのは必要だと思うんです。いつ出ました、何だかんだはいいですけども、何頭でしたっけ、120頭でしたっけ、出沒が。そして20頭捕獲、いいですけども、しからばどのぐらいの頭数があるんだと。きちんと把握は難しいと思います。では、どの辺にいるんだと。そして、現実的にどこどこに出てきたんだか。毎日出ていますよね、いろいろなところに。その辺の現状把握、きちとなさっていると思いますけれども、村の管内図でも何でもいいですけども、何日にどこに出たっていうのは、やはり図面上にプロットとかなんかというのをしていると思いますけれども、していますよね。どうでしょうか、その辺は。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） どこに出た、目撃情報、様々なところをきちんとマップのほうにも示しているところがございます。テレビで見ましたら、酪農大学の学園のサトウ教授という方、その方が、やはり麻醉銃で熊を眠らせて、そこに、何か首のあたりに何か、どこを歩くかというのを研究されているというようなテレビも見させていただきました。村としてそこまでできるかといいますと、やはり大学との連携だとか協定、様々結んだ上で、そういうような形ができるかということは、何かちょっと難しい感じはいたしますけれども、やはりそのような形で、マップに落とすだけでも全然違うような形で、この熊がもしかすると、先日この郵便局前のところのワタナベさん宅のところの柿の木に登っていたということがありまして、その熊が衡中東のほうの万葉の森、そのあたりから東のほう、そのあたりを歩いていく、あの熊ではないかとか、予測っていう形での

熊の生態の動きでありますので、そのところを詳しく調べることは難しいと思いますけれども、マップ上で残して、今後対策のほうはつけていきたいと思っています。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） やはり、どういった対策が必要かという前提として、現状をどのように把握するかっていう部分が大事だと思いますので、一つの自治体だけでやるのは限度があると思います。やはり広域的にやるとか、どこかと連携してやるとか、そういう方策は必要でしょうけれども、そういうような動物、野生動物の個体管理がなるだけできる方向で、やはりそういう部分も必要かだと思いますので、ぜひそういう部分でも取り組んでいただければと思うんです。駆除対策のみならず、その前段として。当事者、何か課長うなずいていますけれども、

議長（高橋浩之君） まずは村長。

村長（小川ひろみ君） 個体管理、そっちのところ、本当広域でっていうお話もありますけれども、やはり広域ですることによってまたお金のほう、予算のほうも生じてくることとなりますので、そして熊の生態というのは謎がとて多いというふうになんか言われております。だから、石油の臭いにも来るらしく、物置の石油も戸を開けていたりするとそれを倒したりとか、そういうところにも寄ってくるとか、あとペンキのそういうところにも体をこすりつけて、自分の臭いをつけて、そういうとか、本当にいろいろな熊の生態、いろいろな熊の一つ一つ、人間の性格が全然違うように、熊もそれぞれの性格やいろいろな感覚が違うところがありますので、そういう部分も含めて、研究されている方々のやはりお話を聞きながら対策を講じるというのが、今の現状だと感じているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） それから村長、村の今の様々な鳥獣被害対策については、大衡村鳥獣被害防止計画というのをつくっております。これの一番最初、イノシシが出たことよっての計画でありますけれども、平成30年度、最初に計画を策定しております。その後、令和2年、3年と変更してございます。様々な捕獲計画とか、これも策定した当初は、多分熊の部分も触れていますけれども、主にイノシシだけだと思うんです。ですから、熊についてもプラスして、こういう部分も改めて変更するようなことも必要ではないのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 石川議員の提案、すばらしい提案だと思います。やはり現状が変わっているにもかかわらずそのままというのはちょっとおかしいと思いますので、私もその旨を、多分課長のほうも今ここに一緒に在席していますので、その部分も踏まえて、今後対策を考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 多分、多分というよりは、ある程度、毎年かかるような作業になると思います。この獣害対策もです。ですから、きちんとした計画の下に、いろいろな、様々な対策・対応も、予算も含めて、事業内容も含めて計画していただきたいというふうに思います。

やはり、今年の秋以降ですよ。こういう状況で、本当に外出もままならない状況が続いています。皆さんも。夜に限らず、日中でもそうですよね。ですから、やはり安心して暮らせるような環境をつくっていくということは本当に大事だというふうに感じますので、いろいろな部分をやって、皆さんのためのそういう生活を守っていただくような取組を考えていただきたいというふうに感じます。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いろいろな内容、事業内容も含めて、やはり様々な取り組んでまいりたいと思います。

また、先ほどの個体数の推定調査ということ、先ほどお話ありましたけれども、環境省の熊対策支援に34億円という記事を多分見たと思いますけれども、その中に個体数の推定調査、国が統一的に実施する費用ということで、3億円を充てるということが環境省のほうで言われておりますので、個体群の多い東北などから、数年にかけて、国のほうが実施していくということになっていきますので、その辺はやはり国のほうの動向を見て、我々がどのような形でやっていったらいいかということも含めて考えてまいりたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 時間も迫ってまいりましたけれども、やはり1件目の農業の問題もそうでございます。ここに農地がある限り、農家がある限りです。やはり農地、農家を守っていただく、守るとするのはちょっと現状維持だけになってしまいますけれども、やはり持続していけるようなそういう制度、政策を考えていただきたいというふうに感じます。

あと、熊の問題もしかりでございます。一概に解消は難しいと思いますけれども、ある程度毎年かかるような対策になってくると思います。そういうことで、住民の皆さんにきちんと分かりやすいような訴えかけあるいは周知の仕方をしていただきたいというふうに感じます。チラシ1枚だけではなかなか分からないと思います。個別に基金から補助出しますよだけでなく、村としてどのようにやっていくかっていう基本的な考え方、姿勢を、皆さんに分かりやすいような周知の仕方でも臨んでいただきたいというふうに思います。最後の答弁を求めます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 石川議員が今言ったように周知の方法、様々なやはり訴え方、施策の方向性、そういうことを、きちんと皆さんに分かるように、考えて考えて考えてまいります。

議長（高橋浩之君） 以上で、石川 敏君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の一般質問を終わることとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時42分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員